


# 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事


図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書(1)	E-01	電気工事仕様書
A-02	特記仕様書(2)	E-02	改修後配置図、平面図
A-03	特記仕様書(3)	E-03	盤結線図
A-04	改修前、配置図、外構図	E-04	改修前既設コンセント設備図
A-05	改修後、配置図、外構図	E-05	改修後トイレコンセント設備図
A-06	改修後、駐車スペース区画図	E-06	改修後調理室コンセント設備図
A-07	西側トイレ、平面詳細図		
A-08	西側トイレ、展開図、建具表		
A-09	東側トイレ、平面詳細図		
A-10	東側トイレ、展開図、建具表		
A-11	調理室、平面詳細図		
A-12	調理室、断面詳細図、展開図		

I. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																																																				
1. 工事名称	旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事		◎工事カルテの作成、登録 (1) 受注者は、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、請負金額が500万円以上の工事について、受注変更、竣工及び訂正時ごとに登録用の「工事実績データ」を作成し、登録期間（(財)日本建築情報総合センター）の発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は契約締結後、契約日、土・日・祝日等を除き、10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から、土・日・祝日等は除き、10日以内とする。 (c) 竣工時は、工事完成後、10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 (2) 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し、登録内容の確認を受けなければならない。	5. 施工調査	(3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																																																																																				
2. 工事場所	鳴門市撫養町黒崎	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。  ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。	6. 材料・製品等	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。  ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。  ◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。																																																																																				
3. 建物概要	鉄骨構造 平家建て 延べ面積 718㎡	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。  ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。  ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。  ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。  ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。  ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。  ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。  ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。  ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。  ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	7. 化学物質を発散する建築材料等	◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。  ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。																																																																																				
4. 工事種目	西便所改修・東便所改修・調理室改修・外構工事・その他工事	4. 工事現場管理	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。  ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。  ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。  ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。  ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。  ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 また、近隣小学校スクールゾーンを通過時は特に安全に留意すること。  ◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	8. 施工	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造物パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																																																																				
5. 工事区分	建築工事・電気工事				◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意し施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。  ◎他工事と取り合い区分																																																																																				
6. 工 期	工事完成年月日は工事契約書による。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリッパ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリッパ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(6Lまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリッパ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリッパ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(6Lまで)	○					盛、便器等の箱入れ		○		○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○				
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																				
梁、壁、床スリッパ入れ		○	○	○																																																																																					
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																					
スリッパ開口補強(鉄筋)	○																																																																																								
同上(リンレン等)	○																																																																																								
床、天井点検口	○																																																																																								
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																					
同上切込み及び開口補強	○																																																																																								
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																						
縦樋(6Lまで)	○																																																																																								
盛、便器等の箱入れ		○		○																																																																																					
同上補強	○																																																																																								
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																								
空調機器類の基礎工事	○																																																																																								
II. 建築工事仕様書																																																																																									
1章 一般共通事項																																																																																									
項 目	特 記 事 項																																																																																								
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ④公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。) ⑤公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ⑥公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ⑦建築物解体工事共通仕様書(平成31年版) ⑧建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)令和4年版 ⑨公共建築設備工事標準図 令和4年版  ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。  ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)等  ◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で 撤去移設をよする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・本工事の設計図書に関する質疑は質問回答書をもって確かめておくものとする。また設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合はその指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書提示および投函などにより、適切に周知すること。 ・工事車両等の通行については、小学校等の登下校の時間帯を充分配慮した計画とすること。  ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。  ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要綱(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着するもので排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。  ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。  ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。																																																																																								

・	工 事 名	旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事	SCALE	丹 羽 建 築 事 務 所	NO.	A	01	
・		図 面 名						
・				丹 羽 悟				
・				1級建築士登録119290号				鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521

3章 内装改修工事、ユニット及び、その他工事

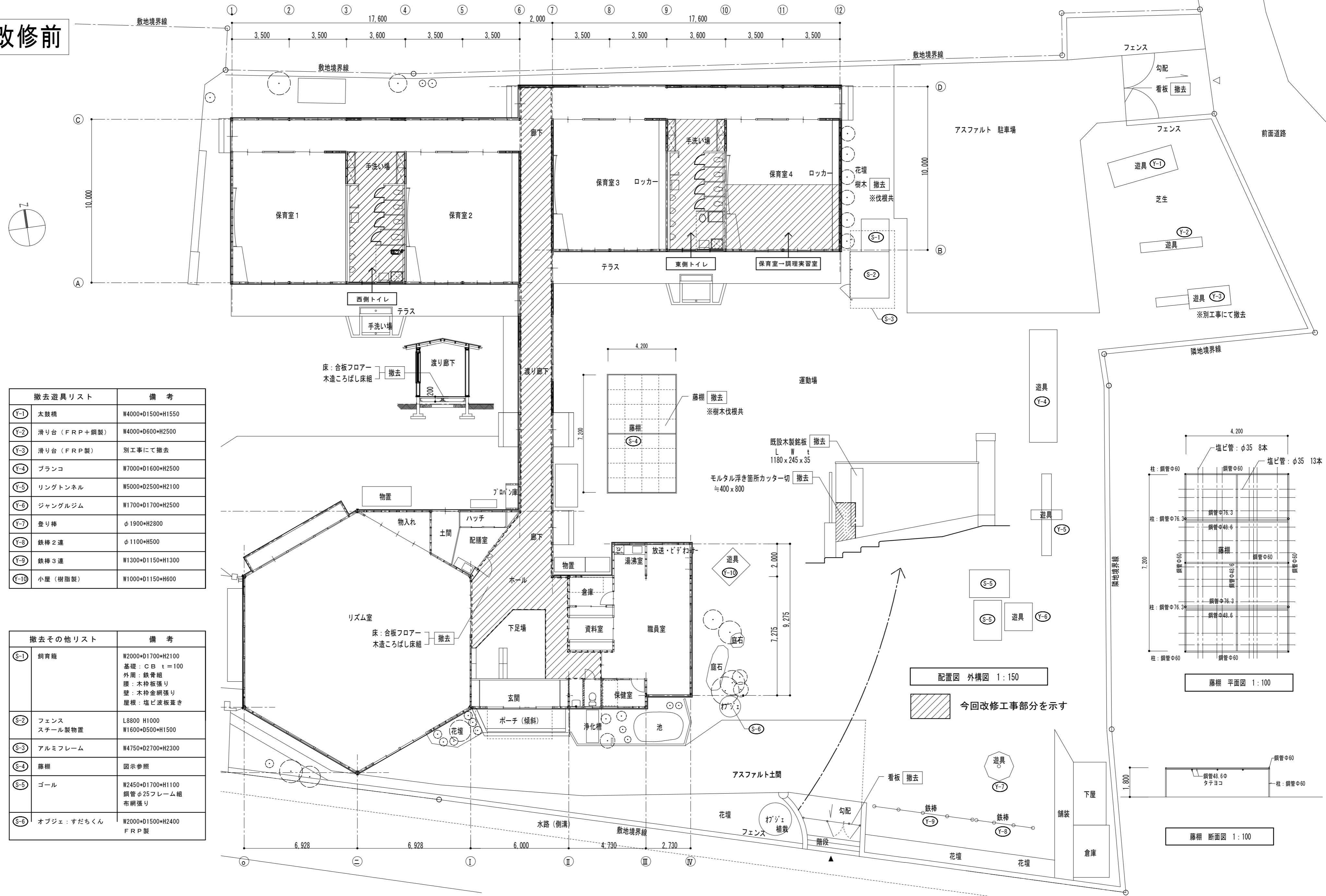
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	
9. 技能士の適用	◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。		なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したバッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。	1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ◎内装仕上げ材 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	
10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	2章 改修仮設工事		2. ビニル床シート張 (JIS A 5705)		
11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。	項目	特記事項	3. 天井改修	◎調理室既存仕上がりに合わせて復旧すること。 改修仕6.4.2参照	
12. 完成図等	◎提出書類 ・竣工図(製本 A2版 2部、A3版 1部とする。) ・工事写真(写真帳2部(着手前・施工中・完成写真)、電子データ1部)  ・使用材料一覧表 ・保全に関する資料  ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。  ◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。  ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 区分サイズ 着手前 カラー、手札版又はサービスサイズ 施工中 カラー、手札版又はサービスサイズ 完成写真 カラー、手札版又はサービスサイズ  ※提出部数は指示部数とする。  ◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	4. 調理実習台	◎ビルトインガスコンロ3口付仕様 W2100、D900、H800 ・L1X1L ・内田洋行 ・キッチンテクノ 同等品 細部はメーカー規格サイズ可	
13. 火災保険	◎受注者は、火災保険又は建築工事保険に付保するとともに、請負業者賠償責任保険にも付保すること。  ◎対象物 工事的目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。  ◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)  ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。  ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。  ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。	2. ペンチマーク	◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。	6. せっこうボードその他ボード及び合板張り	◎調理室既存仕上がりに合わせて復旧すること。 改修仕6.4.2参照  ◎ビルトインガスコンロ3口付仕様 W2100、D900、H800 ・L1X1L ・内田洋行 ・キッチンテクノ 同等品 細部はメーカー規格サイズ可	
14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。  測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第5.6-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・バッシブ型採取機器を用いる方法 バッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。  ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に点検を行うこと。  ◎外部足場(種類：枠組足場、仕様：2枚布、D=90cm シート仕様：防炎シート1類) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。  ◎内部足場(種類：脚立足場)  ◎仮囲い(仕様：波形亜鉛鉄板、H=1.8m)  ◎ゲート(有・無)  ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させることまた、安全管理も実施すること。  ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。  ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。	4章 土・地業工事・鉄筋コンクリート工事	項目	特記事項
		4. 養生	◎既存部分の養生範囲は工実施全室。(養生方法：養生シート、脚立足場下部はシート+合板養生)カーペット仕上げ部は特に留意して施工のこと。	鉄筋工事	◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し支障がないようにすること。 ◎発生土処理は場外搬出とする。  ◎砂利及び砂地業 材料は、市場品とする。 ◎土間砕石は、クラッシャーとし、厚さは図示による。(粒度範囲 0-40)とする。 ◎土間コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm <sup>2</sup> )	
		5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m <sup>2</sup> 程度)・設けない)	1. 材料	◎鉄筋 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。  ◎設計基準強度	
		6. 工事も用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電料料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。  ◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。	2. 材料試験	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。	
		7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所に・用意してない)ので業者にて)設けること。	3. 鉄筋の継手及び定着	◎設計基準強度	
		8. 施設内残存品	◎工事実施にあたり支障となる残存品は、施設管理者と協議した移動位置に仮置きし、工事完了後指定位置に移動すること。	コンクリート工事	◎鉄筋 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。	
		9. 備品処分等	◎備品処分にあたり、処分数量が想定と大きな変動のある場合現場監理者と協議のこと  ◎樹木剪定処分数量に大きな乖離のある場合現場監理者と協議のこと	1. 材料	◎設計基準強度	
				5章 アスベスト 成形板の除去	◎養生等 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきをかけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として放水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないように十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。	
				項目	特記事項	
				1. アスベスト含有成形板の除去	◎養生等 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきをかけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として放水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないように十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。	

工事名	旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事	SCALE	丹羽建築事務所	NO. A/02	
図面名	特記仕様書(2)		丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521		

5章 アスベスト 成形板の除去

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項								
<p>1. 一般事項</p>	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を守ること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する ・ない )</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。</li> <li>監督員へも結果を提出すること。</li> <li>調査結果は3年間保存すること。</li> <li>調査結果の概要を見やすい場所に掲示すること。</li> <li>分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</li> </ul> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を( 行う ・ 行わない )。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>報告書を( )部作成し監督員に提出すること。</li> <li>測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )</li> </ul> <p>◎施工計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。</li> <li>アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</li> </ol> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>												
<p>2. アスベスト含有 成形板の除去</p>	<p>◎養生等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場( 種類：架台足場 ) 養生種別( プラスチックシート厚0.15mm以上 )</li> </ol> <p>◎工法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかて行うこと。</li> <li>除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</li> <li>除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</li> <li>建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</li> <li>やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="477 898 1065 940"> <thead> <tr> <th>室名、部位</th> <th>建 材 種 別</th> <th>備 考</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理室</td> <td>化粧石膏ボード</td> <td>部分張替え</td> <td>みなし</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</li> <li>作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</li> </ol>	室名、部位	建 材 種 別	備 考	調査方法	調理室	化粧石膏ボード	部分張替え	みなし				
室名、部位	建 材 種 別	備 考	調査方法										
調理室	化粧石膏ボード	部分張替え	みなし										

# 改修前

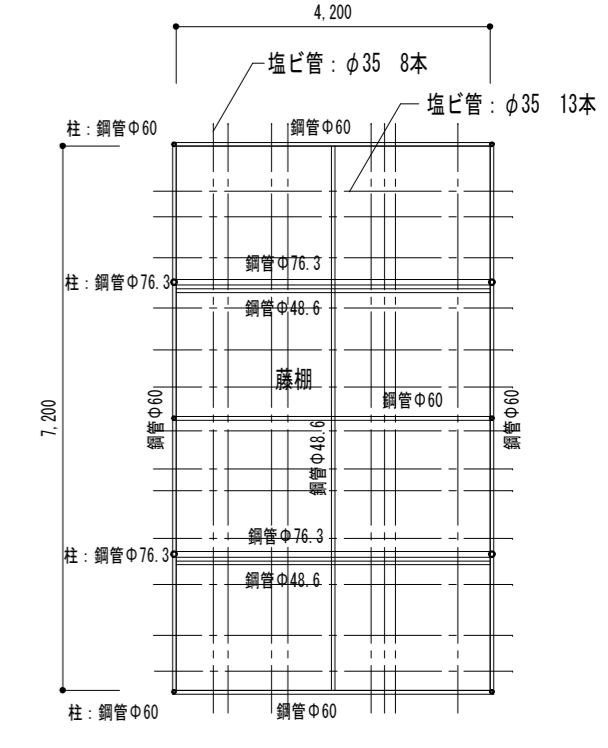


撤去遊具リスト	備考
Y-1 太鼓橋	W4000×D1500×H1550
Y-2 滑り台 (FRP+鋼製)	W4000×D600×H2500
Y-3 滑り台 (FRP製)	別工事にて撤去
Y-4 フランコ	W7000×D1600×H2500
Y-5 リングトンネル	W5000×D2500×H2100
Y-6 ジャングルジム	W1700×D1700×H2500
Y-7 登り梯	φ1900×H2800
Y-8 鉄棒2連	φ1100×H500
Y-9 鉄棒3連	W1300×D1150×H1300
Y-10 小屋 (樹脂製)	W1000×D1150×H600

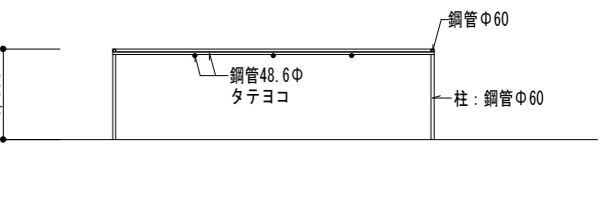
撤去その他リスト	備考
S-1 飼育籠	W2000×D1700×H2100 基礎: C B t=100 外周: 鉄骨組 腰: 木枠板張り 壁: 木枠金網張り 屋根: 塩ビ波板葺き
S-2 フェンス スチール製物置	L8800 H1000 W1600×D500×H1500
S-3 アルミフレーム	W4750×D2700×H2300
S-4 藤棚	図示参照
S-5 ゴール	W2450×D1700×H1100 鋼管φ25フレーム組 布網張り
S-6 オブジェ: すだちくん	W2000×D1500×H2400 FRP製

配置図 外構図 1:150

今回改修工事部分を示す



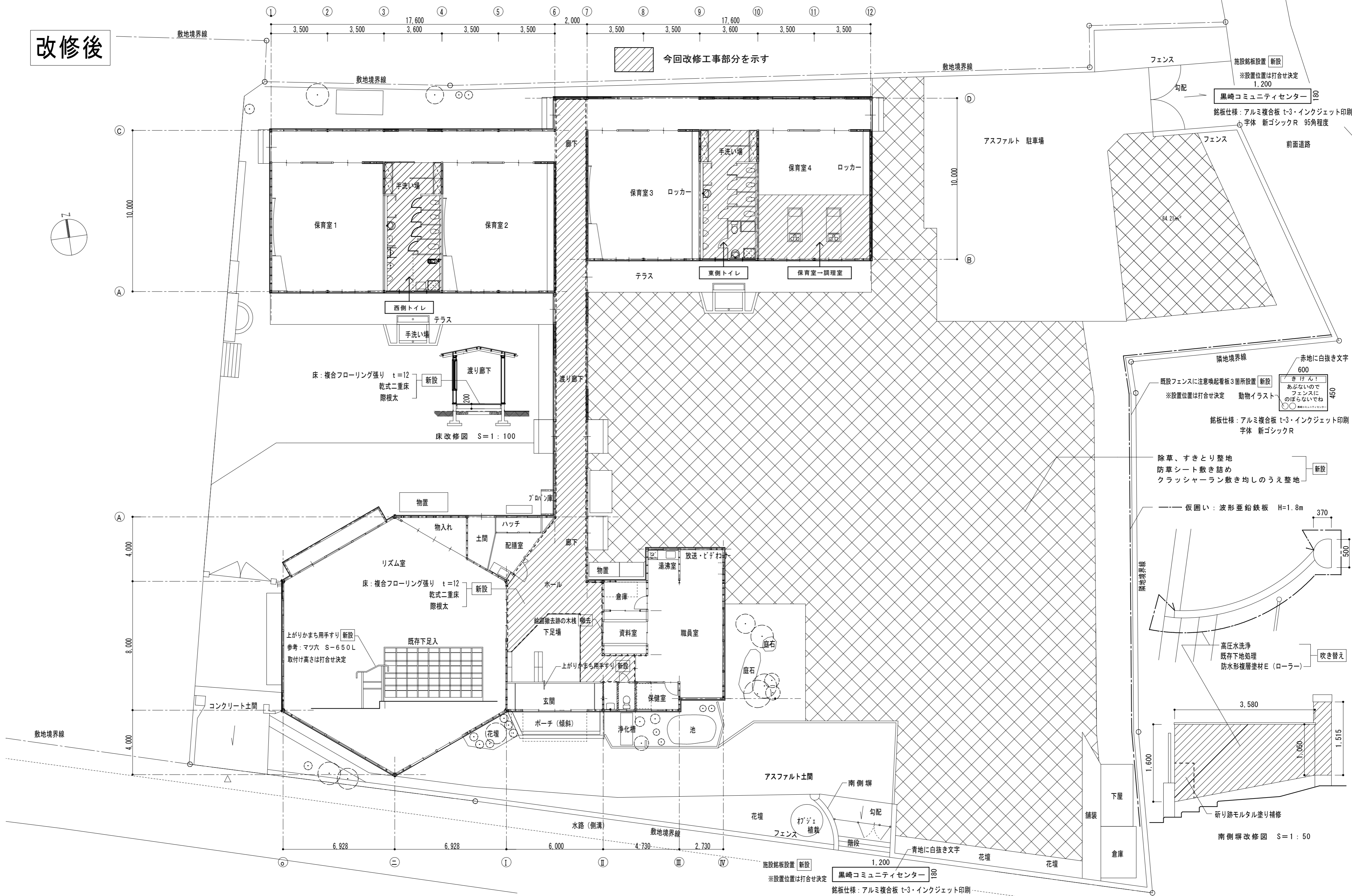
藤棚 平面図 1:100



藤棚 断面図 1:100



改修後

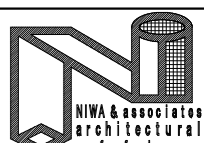


工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事  
 図面名 改修後 配置図 外構図

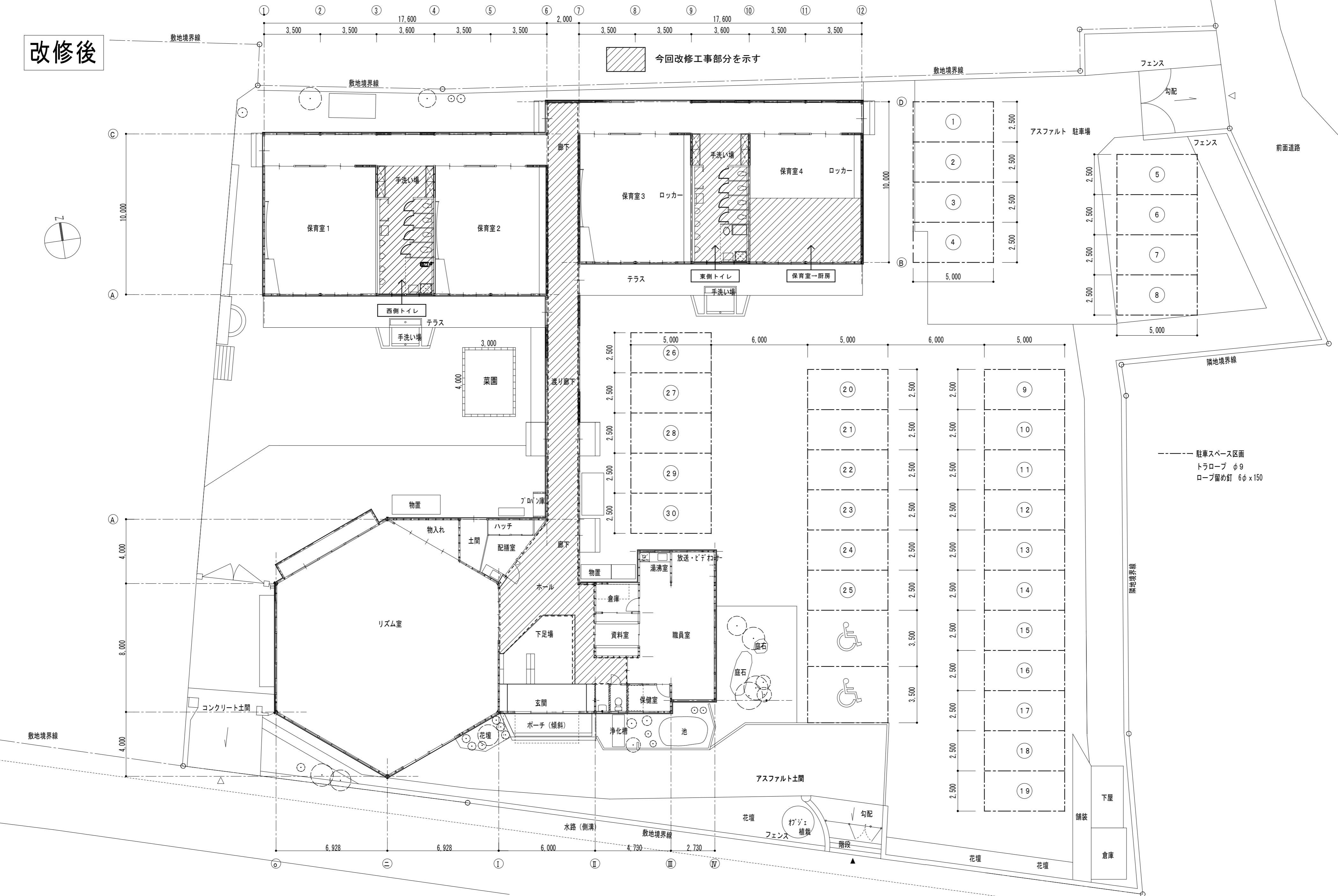
SCALE S=1:150  
 S=1:100 S=1:50

丹羽建築事務所  
 丹羽 悟  
 1級建築士登録119290号  
 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18  
 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521

NO. A / 05

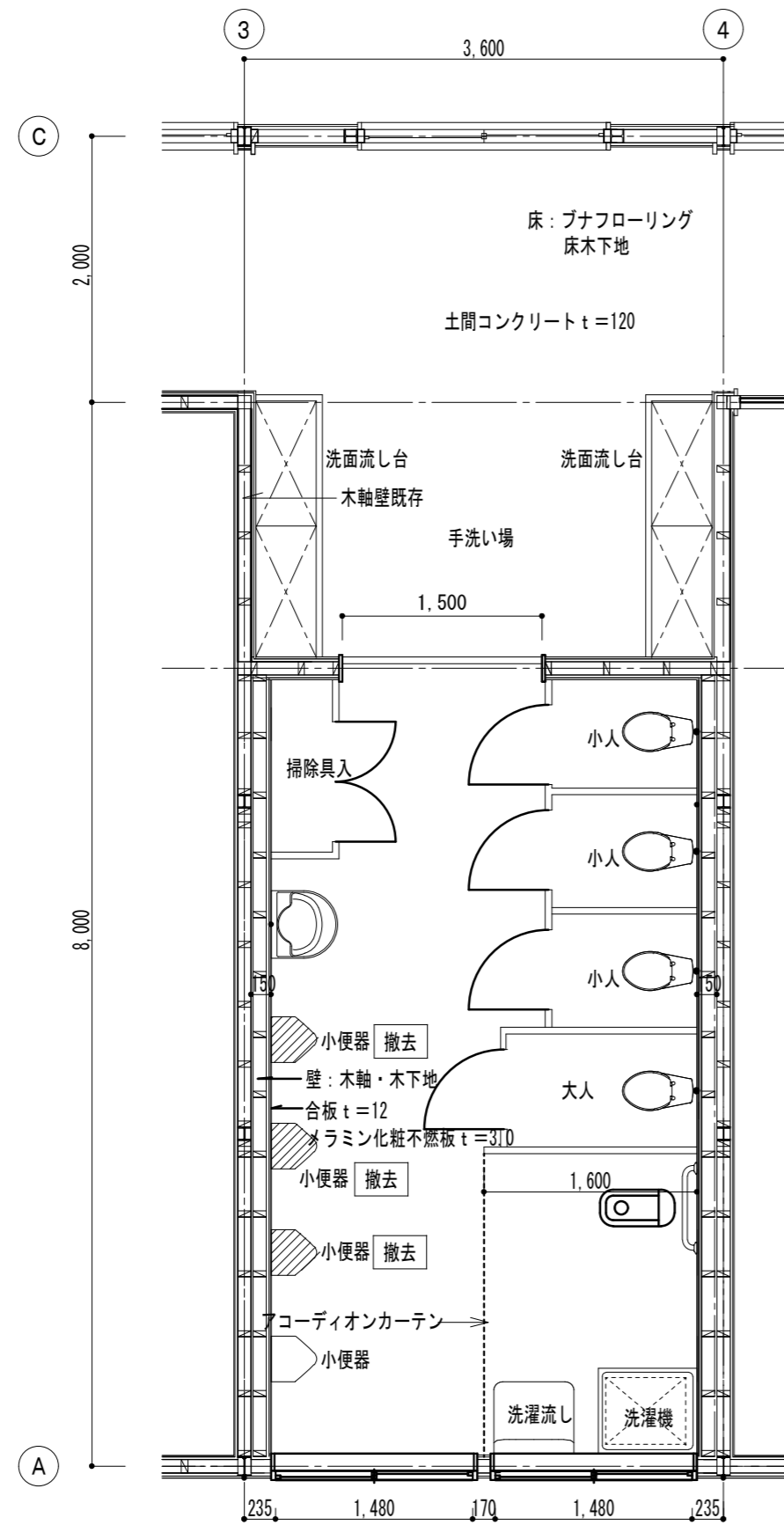


改修後

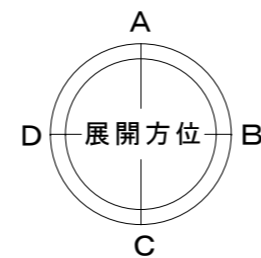


<p>工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事</p> <p>図面名 改修後 駐車スペース区画図</p>	<p>SCALE S=1:150</p>	<p>丹羽建築事務所</p> <p>丹羽 悟</p> <p>1級建築士登録119290号</p> <p>鳴門市撫養町南浜字東浜11-18</p> <p>TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521</p>	<p>NO. A / 06</p>	
---	----------------------	---	-------------------	--

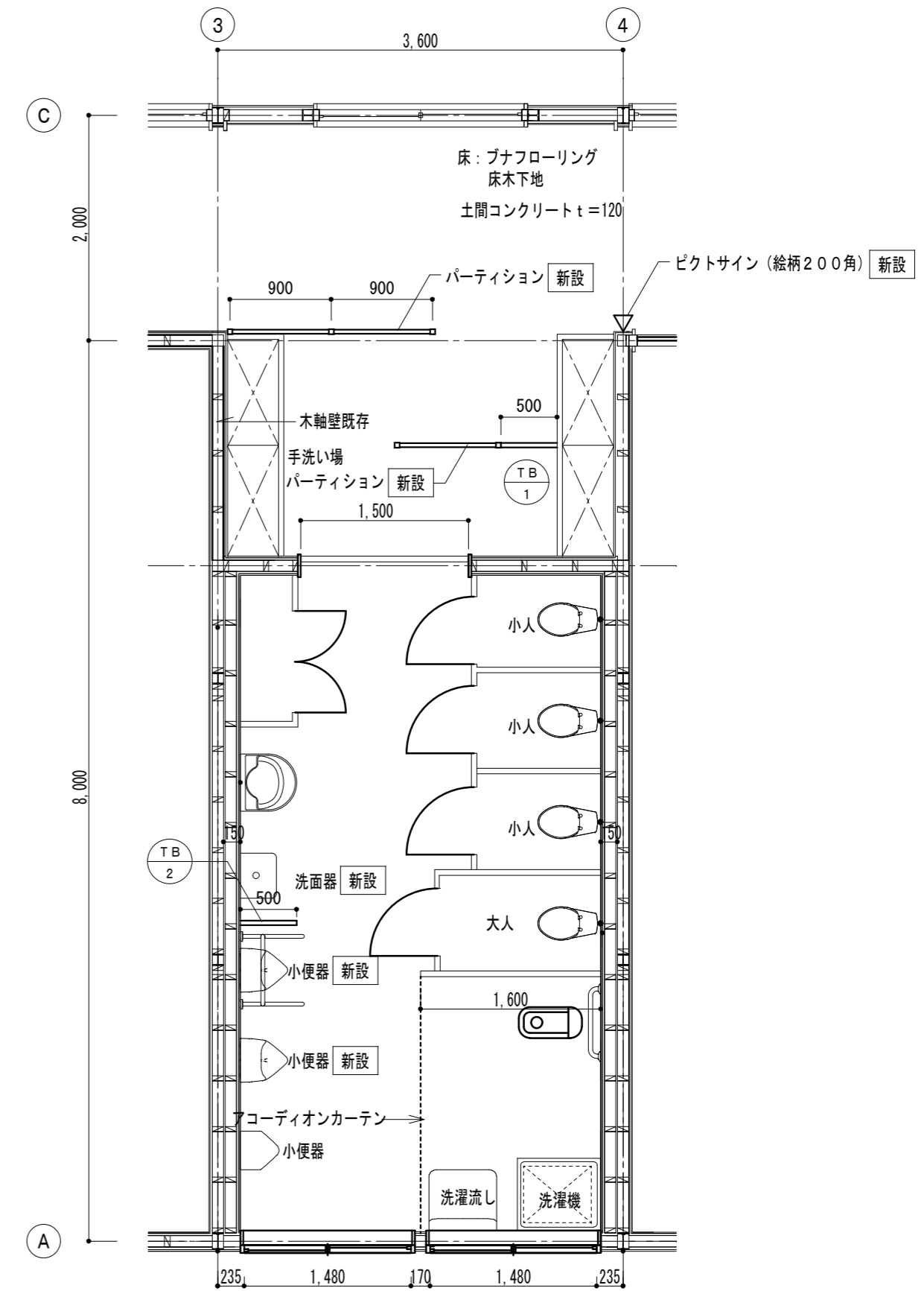
# 改修前



改修前 西側トイレ平面詳細図 1:50

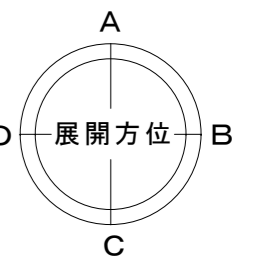


# 改修後



改修後 西側トイレ平面詳細図 1:50

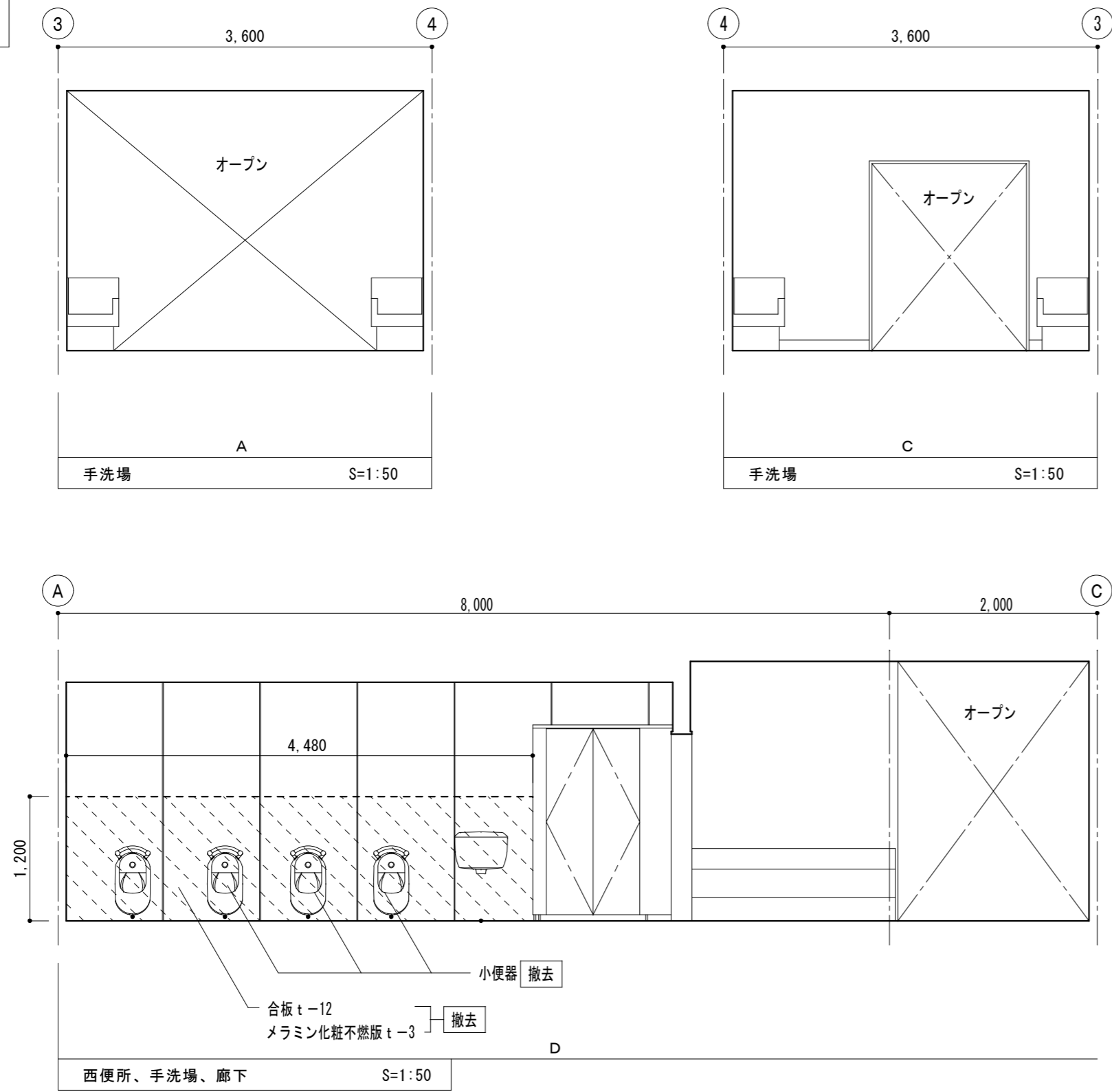
※男性用



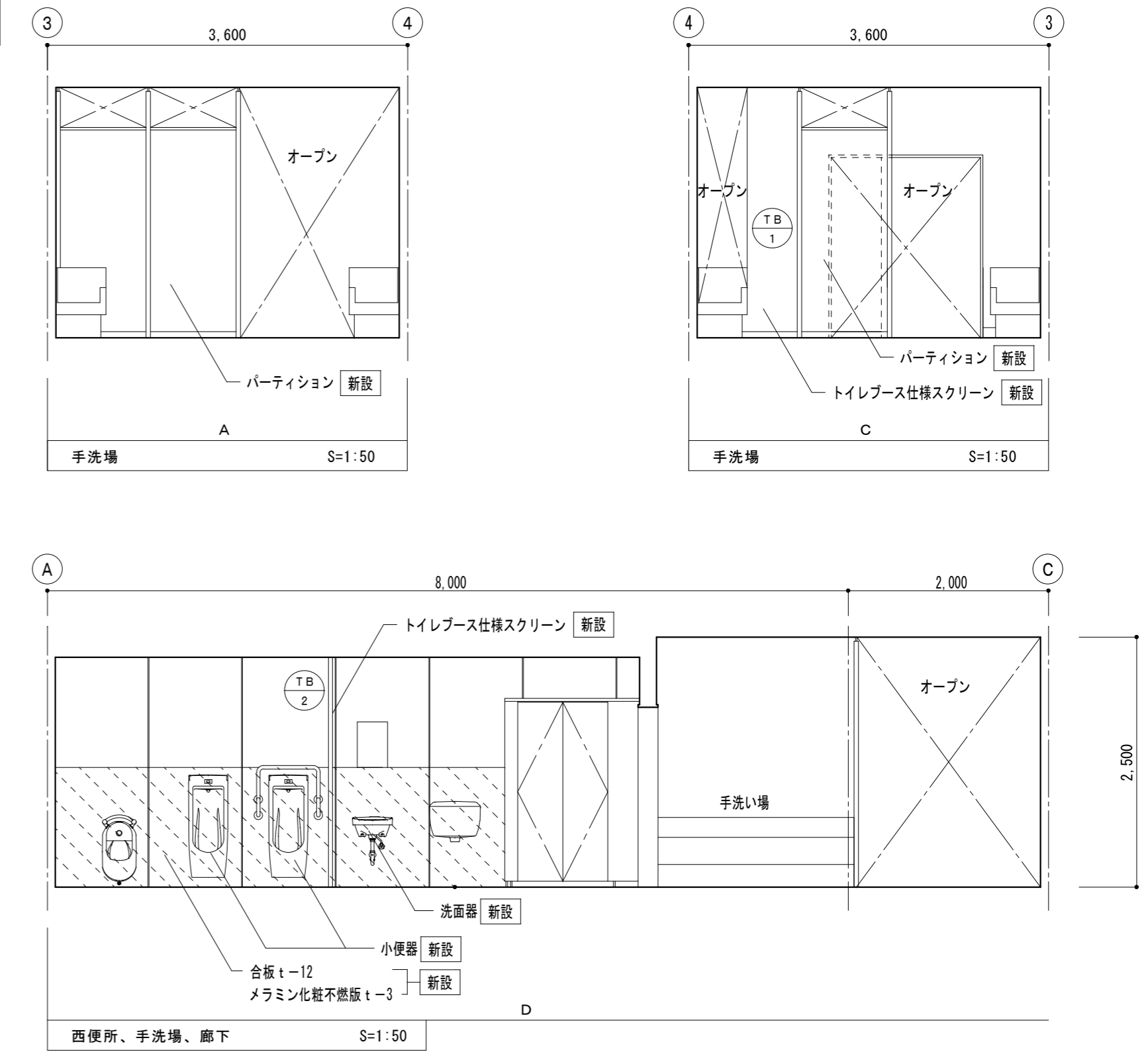
. . .	工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事	SCALE S=1:50	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. A / 07	
	図面名 西側トイレ 平面詳細図	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521			



# 改修前

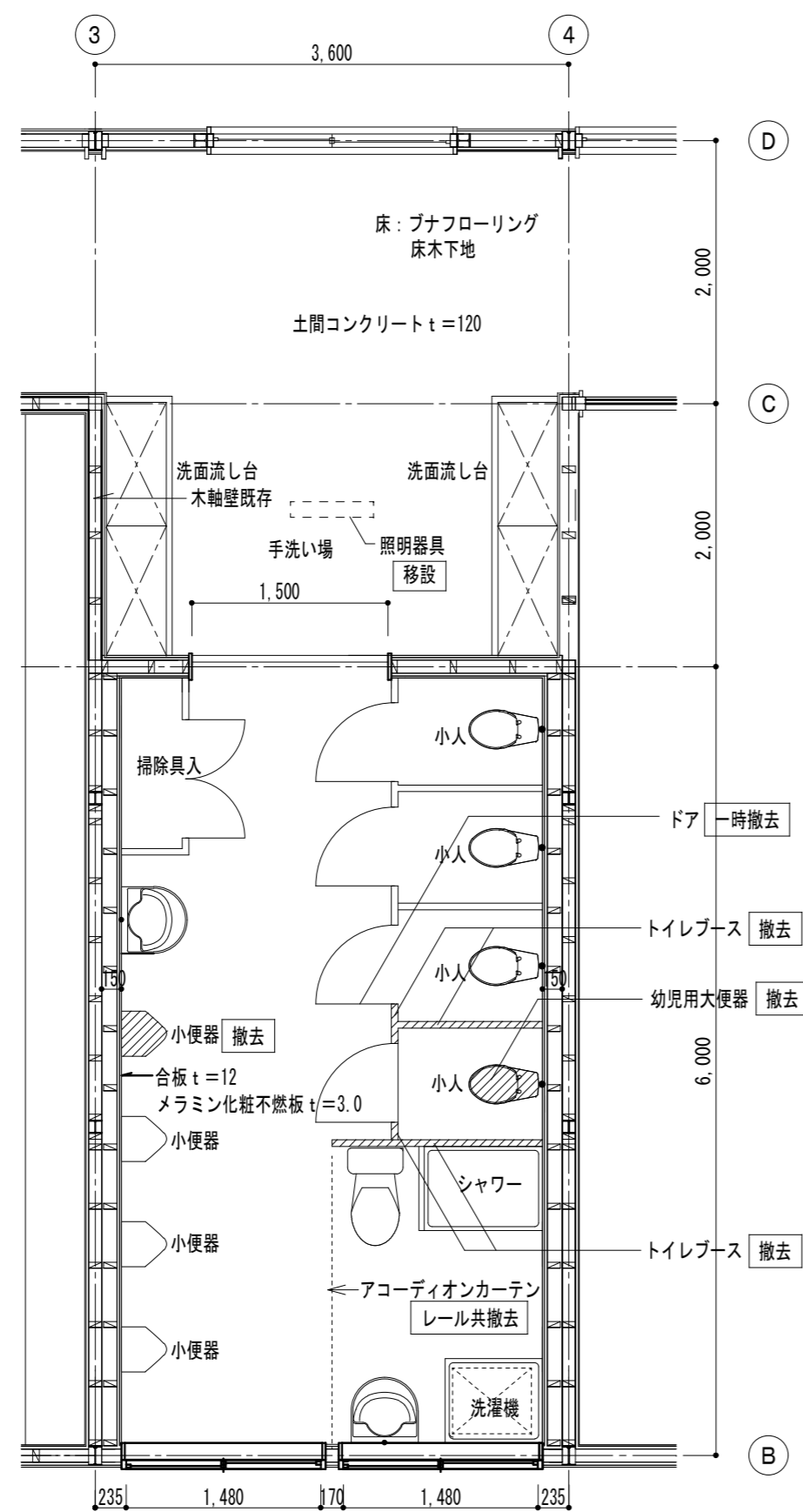


# 改修後

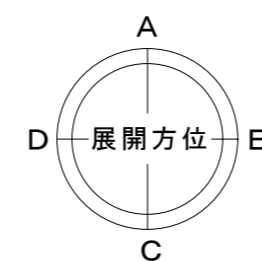


改修後 建具表 S=1:100 【新設建具】				
型式	TB 1 トイレブース(スクリーン)	1ヶ所 見込: 40	TB 2 トイレブース(スクリーン)	1ヶ所 見込: 40
形状				
材質	表面材: メラミン 芯材: ペーパーコア		表面材: メラミン 芯材: ペーパーコア	
仕上	アルミ 笠木, ステンレス巾木 他: イレブース付属金物一式		アルミ 笠木, ステンレス巾木 他: イレブース付属金物一式	
金物				
備考	文化シャッター: プレクリン PC-RA-2BM 小松ウオール コマニー 同等		文化シャッター: プレクリン PC-RA-2BM 小松ウオール コマニー 同等	

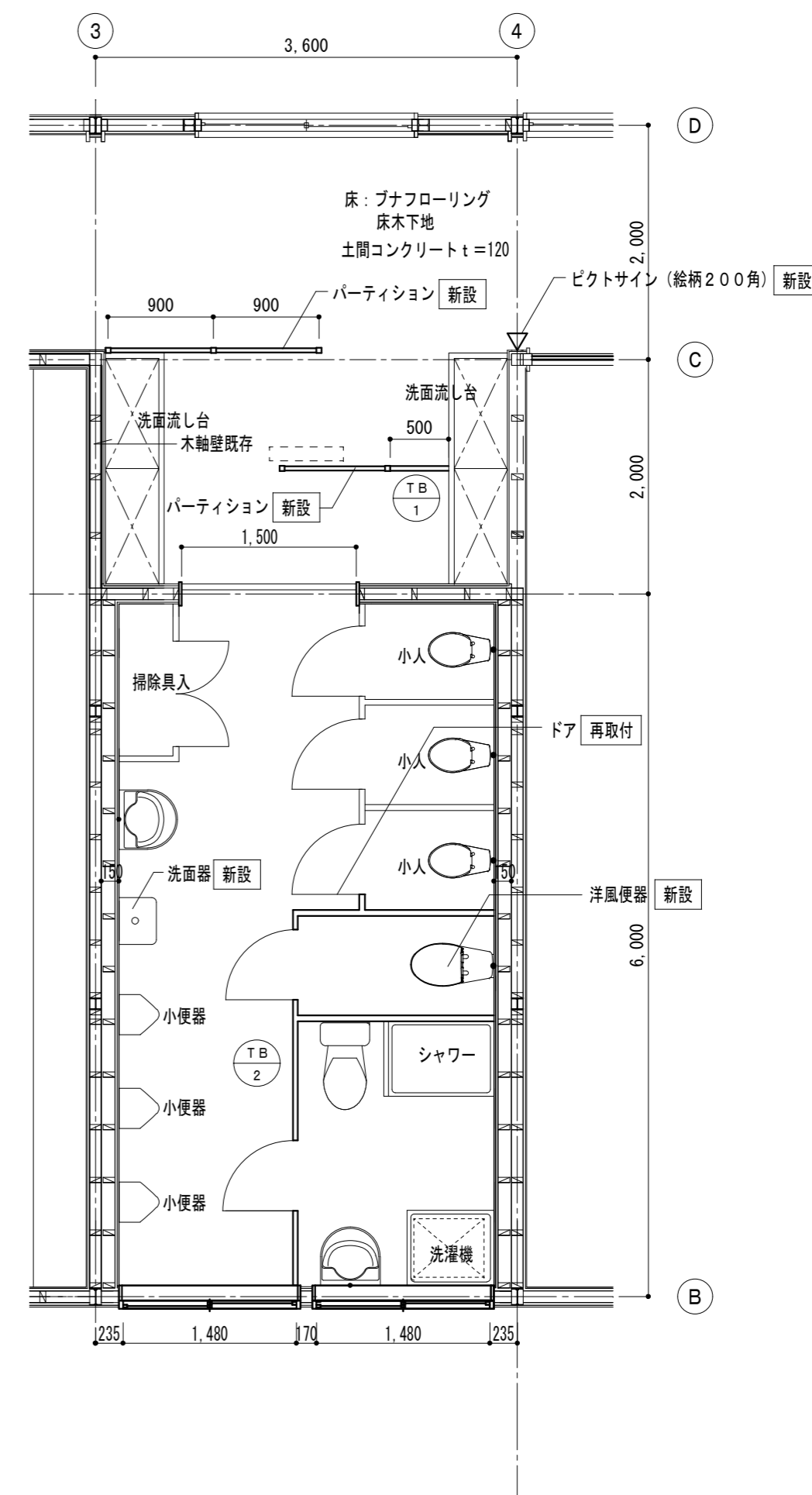
# 改修前



改修前 東側トイレ平面詳細図 1:50

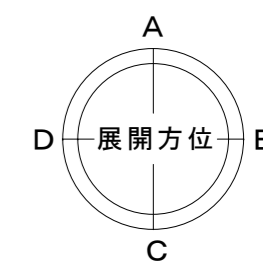


# 改修後



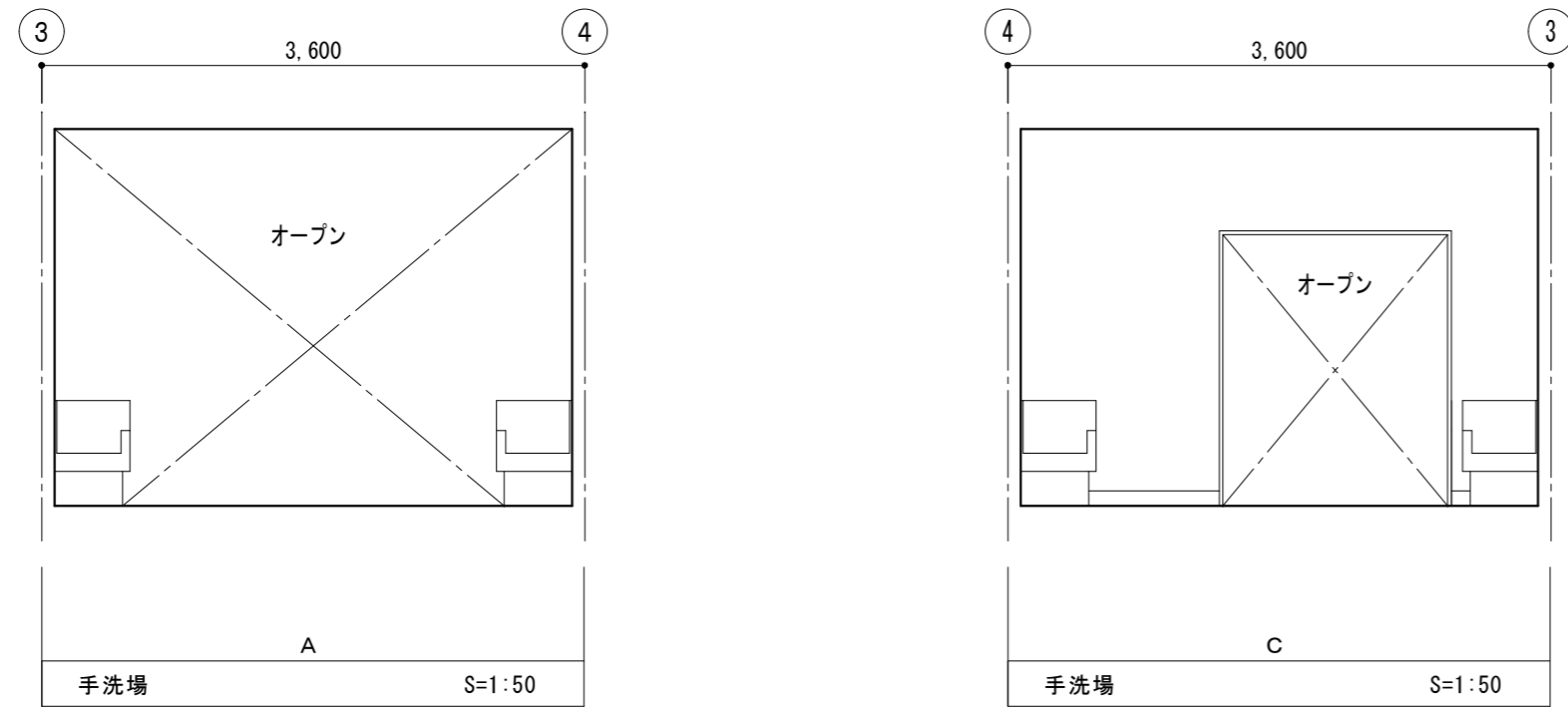
改修後 東側トイレ平面詳細図 1:50

※女性用

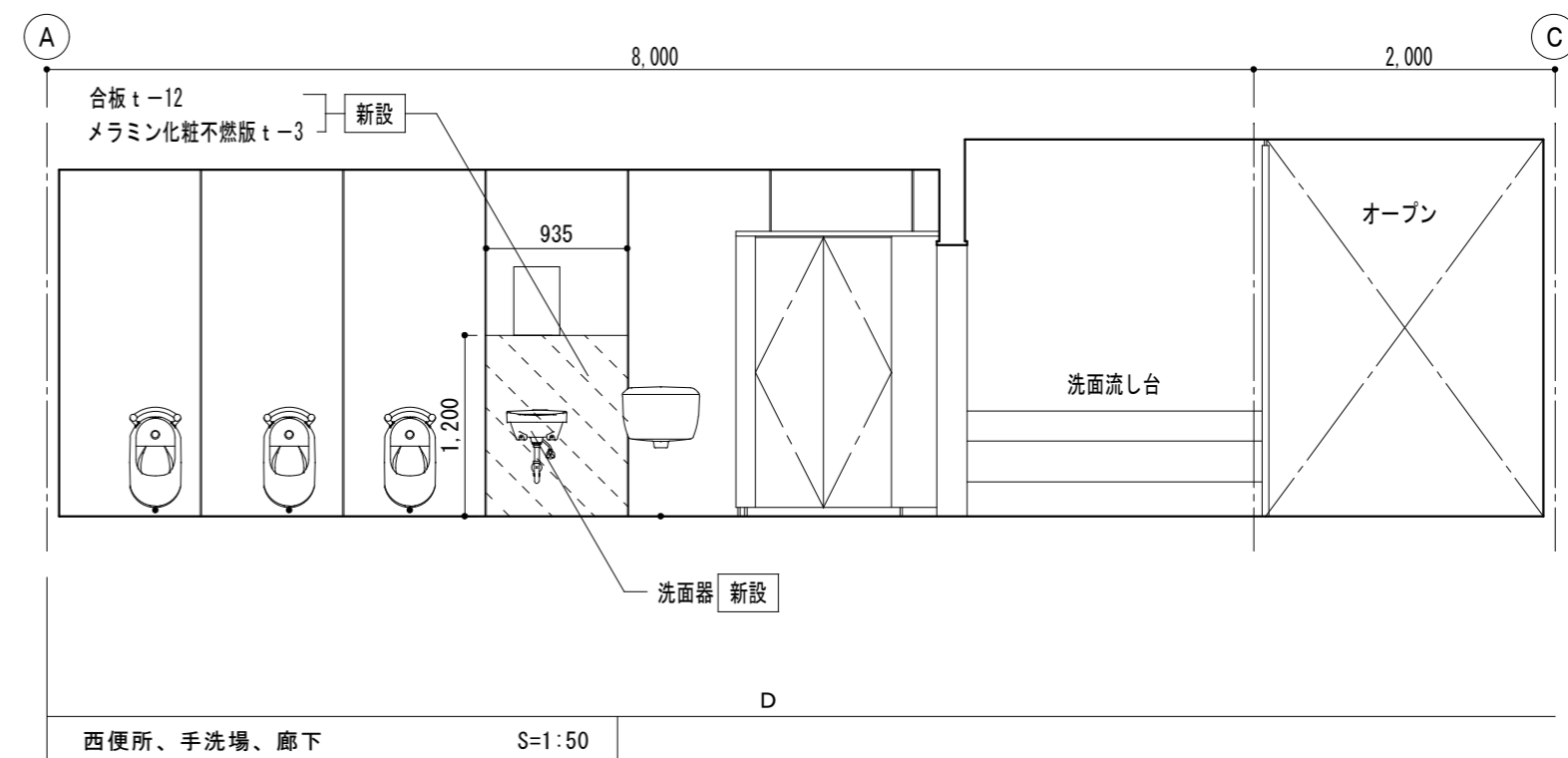
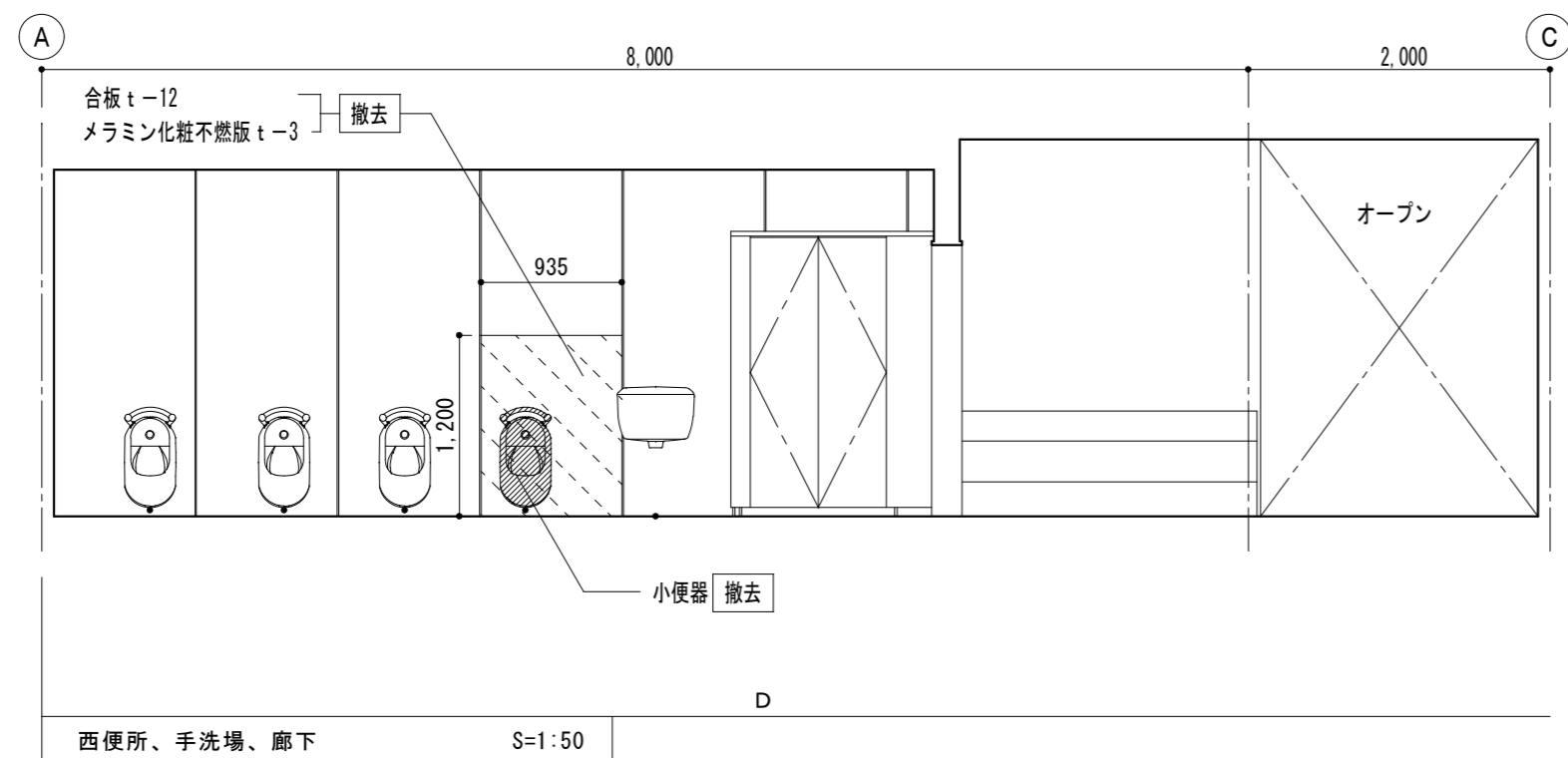
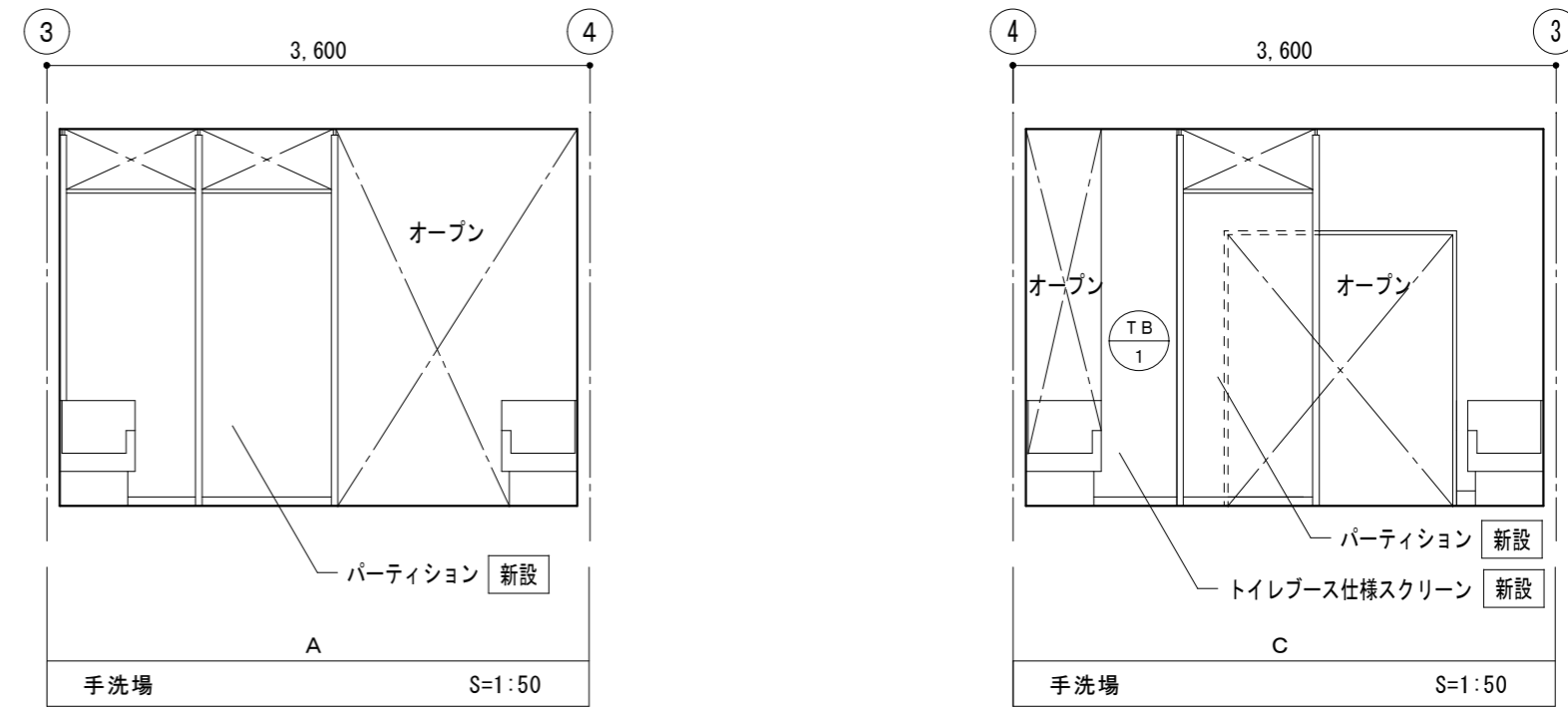


. . .	工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事	SCALE S=1:50	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. A/09	
	図面名 東側トイレ平面詳細図	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. 09		

改修前



改修後



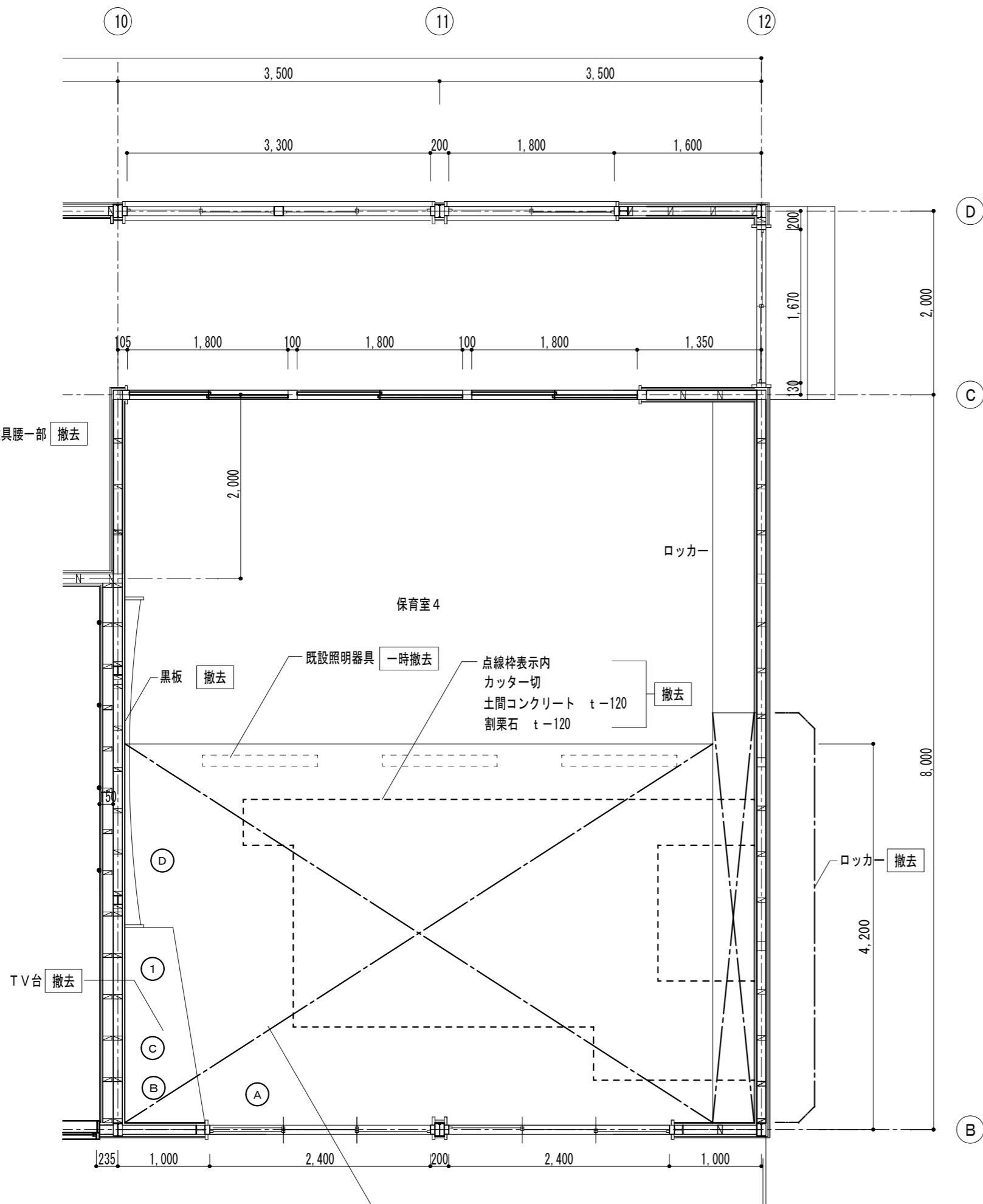
改修前 建具表 S=1:100 【撤去建具】

型式	TB 1	1ヶ所
トイレベース(スクリーン)	見込: 40	
形状		
材質	表面材: メラミン 芯材: ペーパーコア	
仕上		
金物	アルミ笠木、サポート仕様 他: イレベース付属金物一式	
備考	文化シャッター: プレクリン PC-RA-2BM 小松ウォール バンポー工業 同等	

改修後 建具表 S=1:100 【新設建具】

型式	TB 1	1ヶ所	TB 2	1ヶ所
トイレベース(スクリーン)	見込: 40		トイレベース(片開きドア)	見込: 40
形状				
材質	表面材: メラミン 芯材: ペーパーコア		表面材: メラミン 芯材: ペーパーコア	
仕上				
金物	アルミ笠木、ステンレス巾木 他: イレベース付属金物一式		アルミ笠木、サポート仕様、一部ステンレス巾木 他: イレベース付属金物一式	
備考	文化シャッター: プレクリン PC-RA-2BM 小松ウォール コマニー 同等		文化シャッター: プレクリン PC-RA-2BM 小松ウォール コマニー 同等	

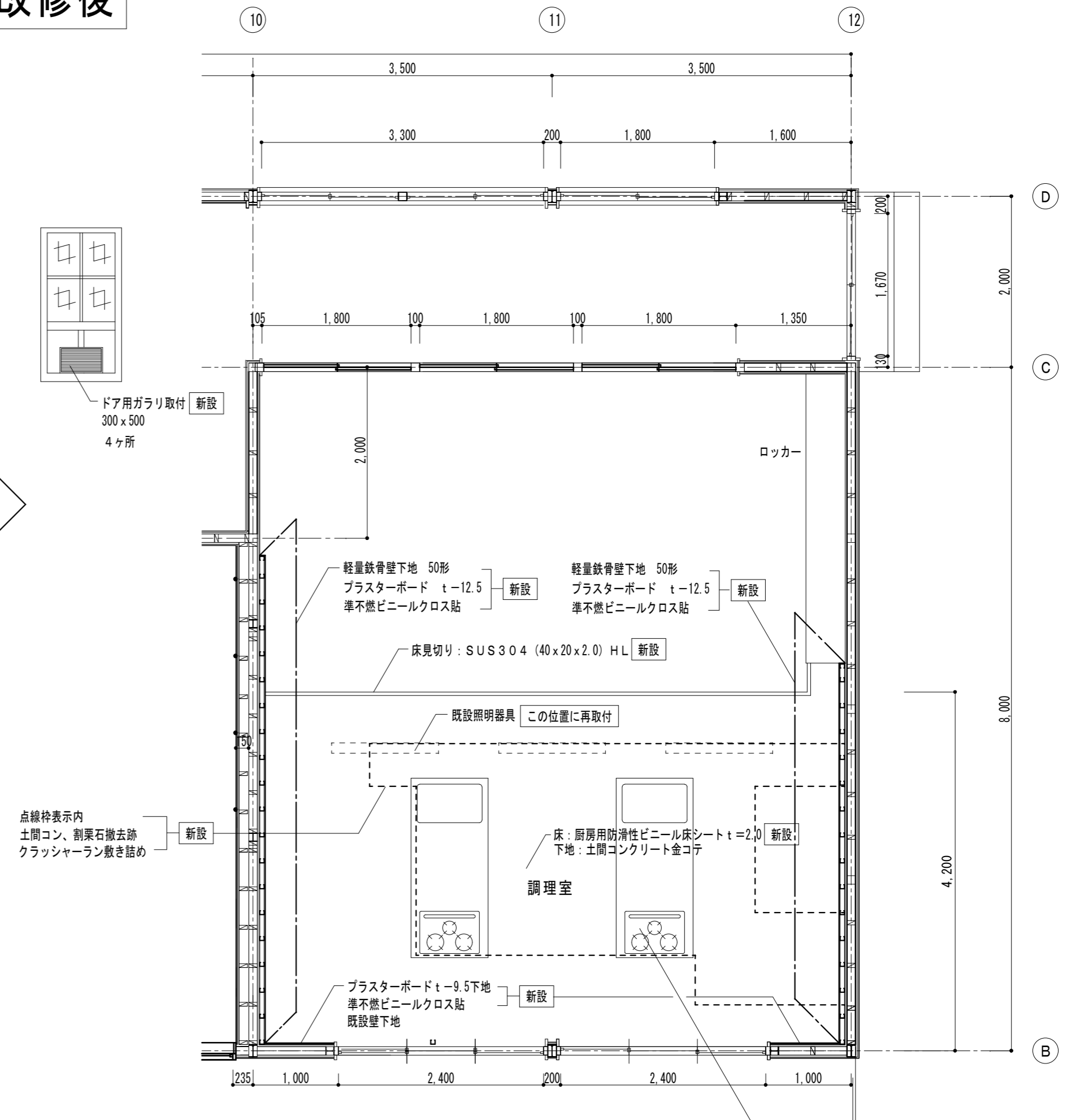
# 改修前



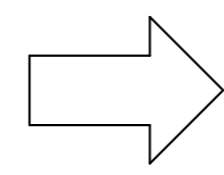
改修前 保育室4平面詳細図 1:50

撤去家具リスト		
Ⓐ	ブックスタンド	W930×D290×H900
Ⓑ	収納ボックス	W500×D450×H610
Ⓒ	ブックスタンド (伸縮式)	W325×D220×H230
Ⓓ	収納ボックス キャスター付	W450×D390×H610
撤去家電リスト		
①	ビデオデッキ	W430×D275×H95

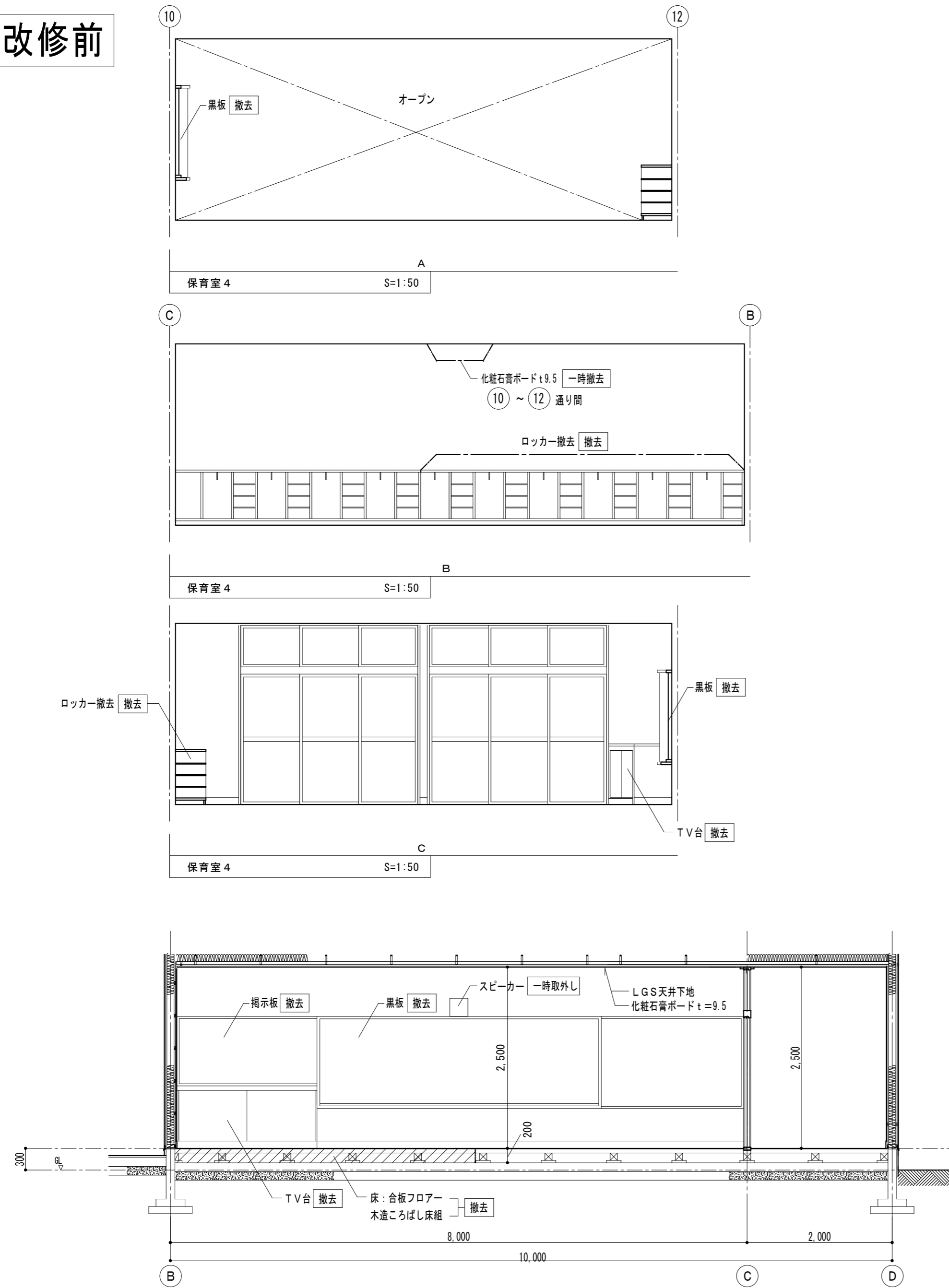
# 改修後



改修後 調理室平面詳細図 1:50

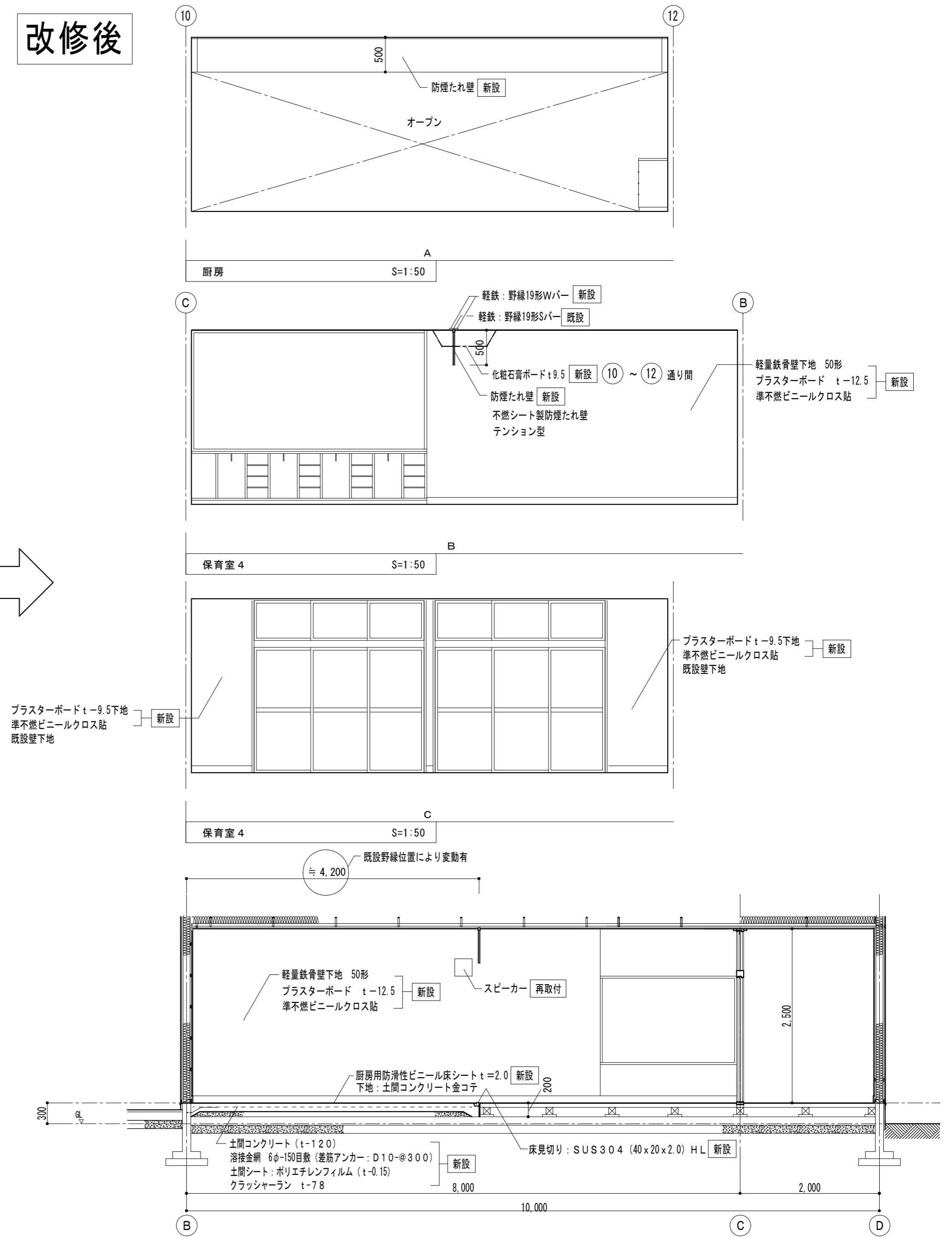


# 改修前



保育室 断面詳細図 1:50 ※一部を調理実習室に改修

# 改修後

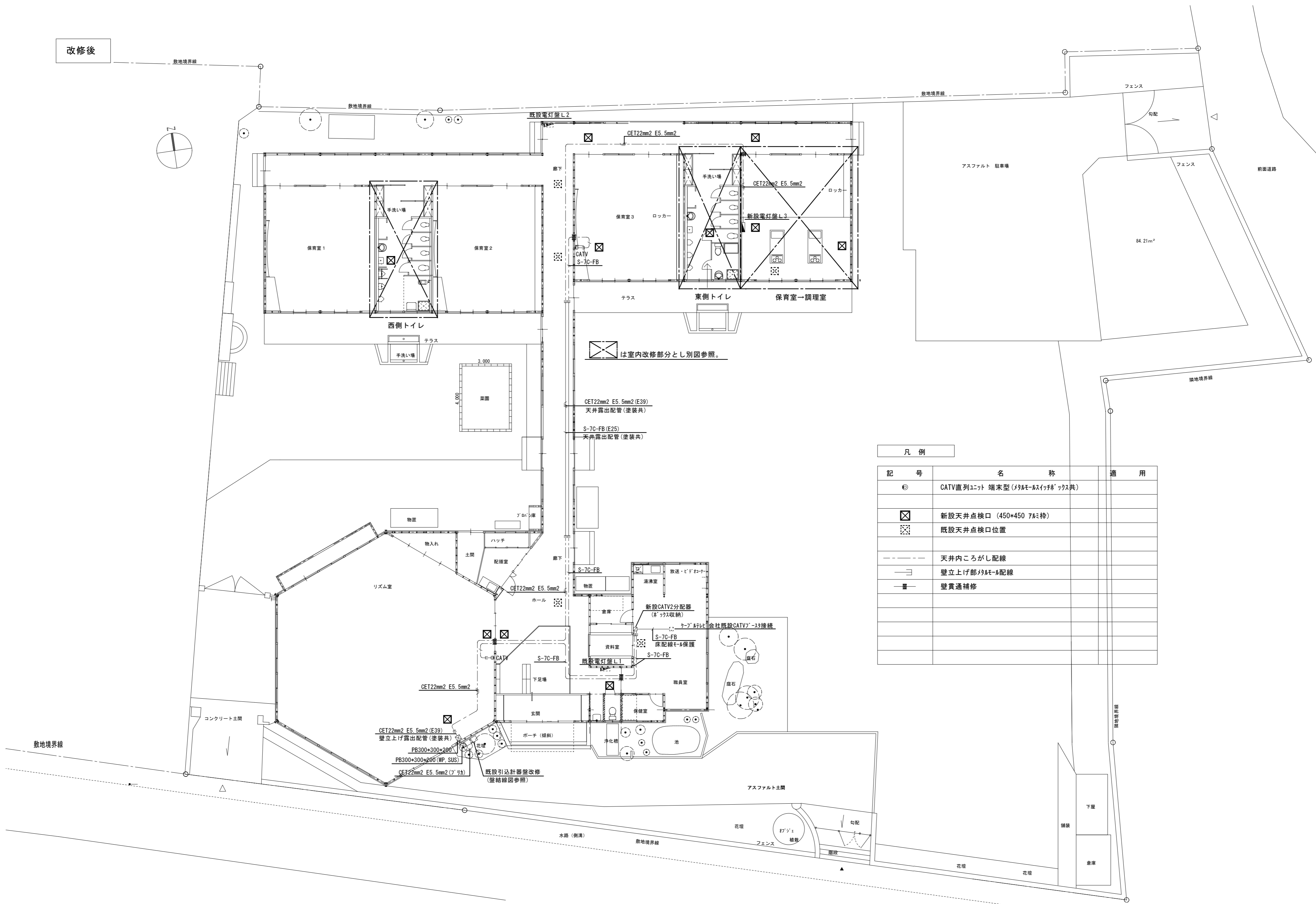


調理室 断面詳細図 1:50

NO. A / 12 	工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事 図面名 調理室 断面詳細図、展開図	SCALE S=1:50	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521
	※一部を調理実習室に改修		



改修後



☒ は室内改修部分とし別図参照。

☒ CET22mm2 E5.5mm2 (E39)  
天井露出配管(塗装共)

☒ S-7C-FB (E25)  
天井露出配管(塗装共)

凡例

記号	名称	適用
◎	CATV直列ユニット 端末型(マルチスリットボックス共)	
☒	新設天井点検口(450×450 7M仕様)	
☒	既設天井点検口位置	
---	天井内こごし配線	
---	壁立上げ部マルチ配線	
---	壁貫通補修	

工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事

図面名 改修後配置図、平面図

SCALE S=1:150

丹羽建築事務所

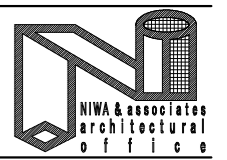
丹羽 悟

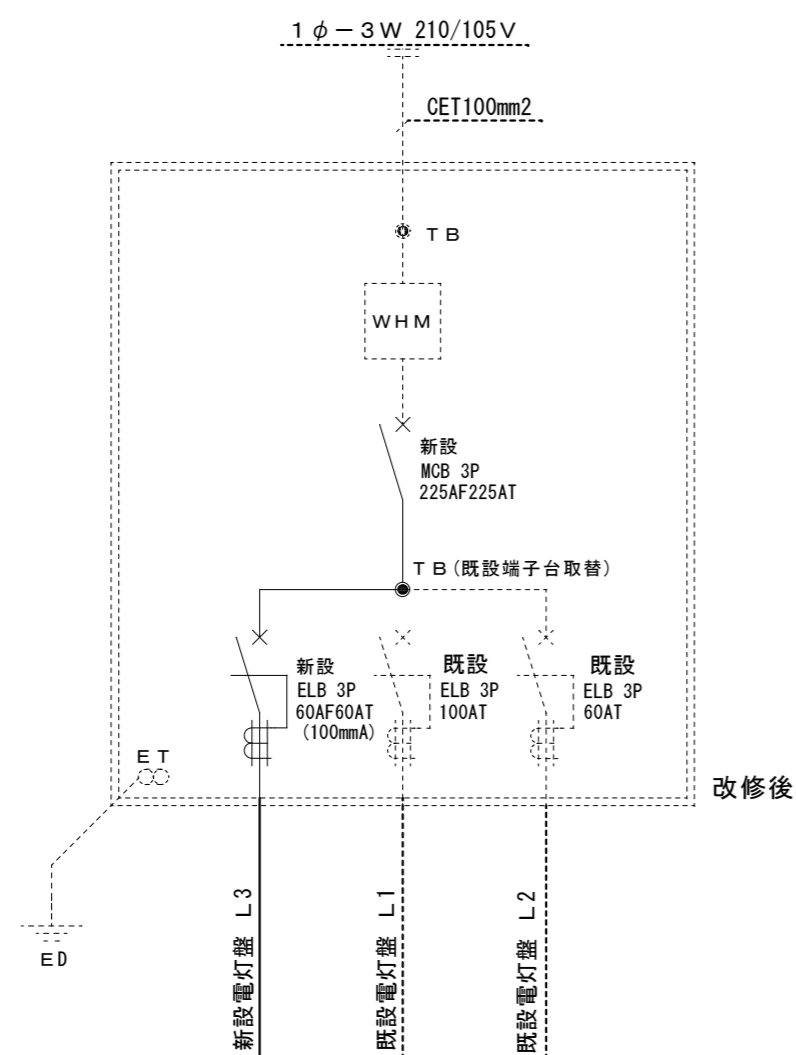
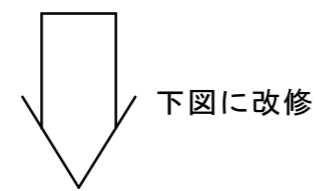
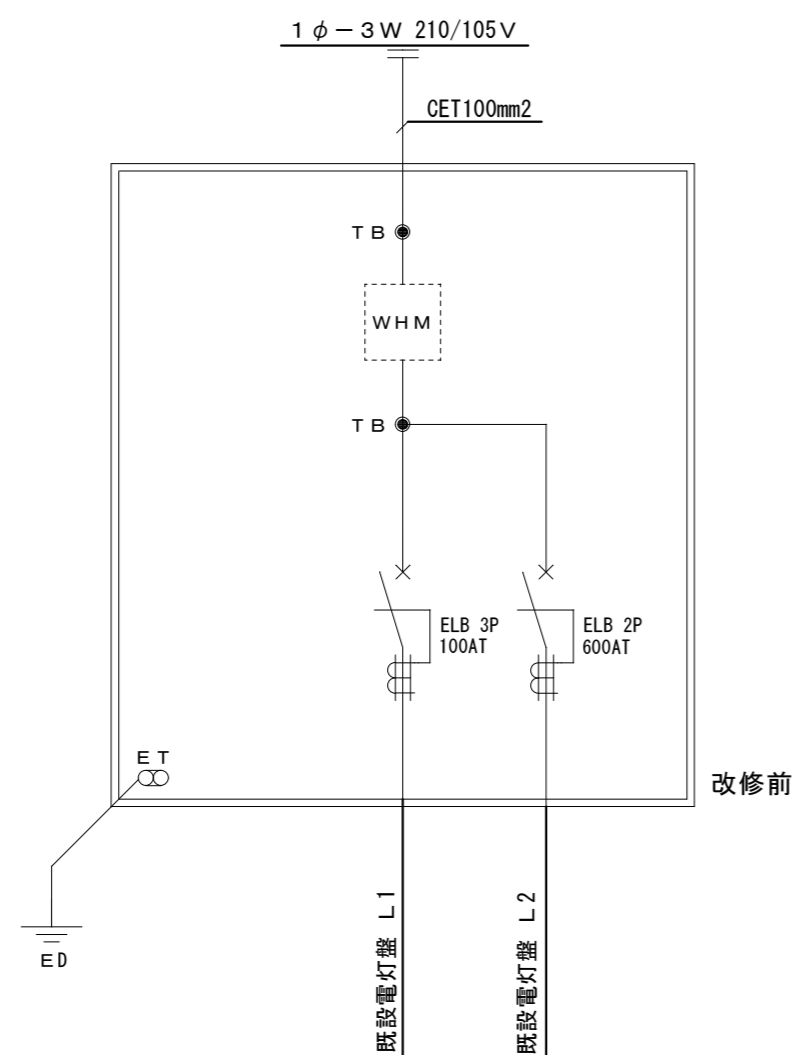
1級建築士登録119290号

鳴門市撫養町南浜字東浜11-18

TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521

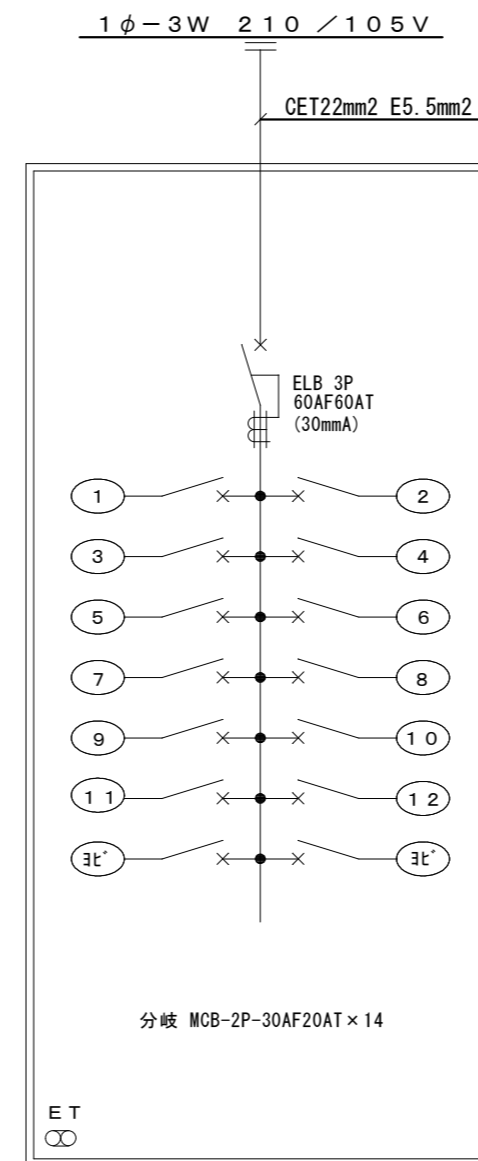
NO. E/02





※ 改修後の実線器具、配線は新設、点線器具、配線は既設。

既設引込計器盤改修結線図



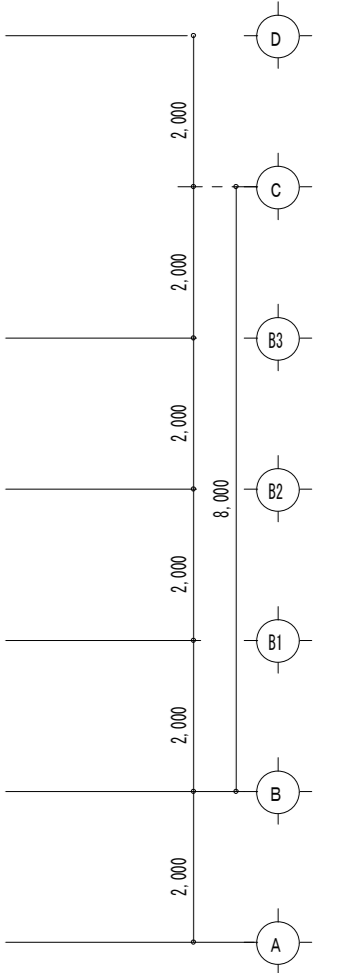
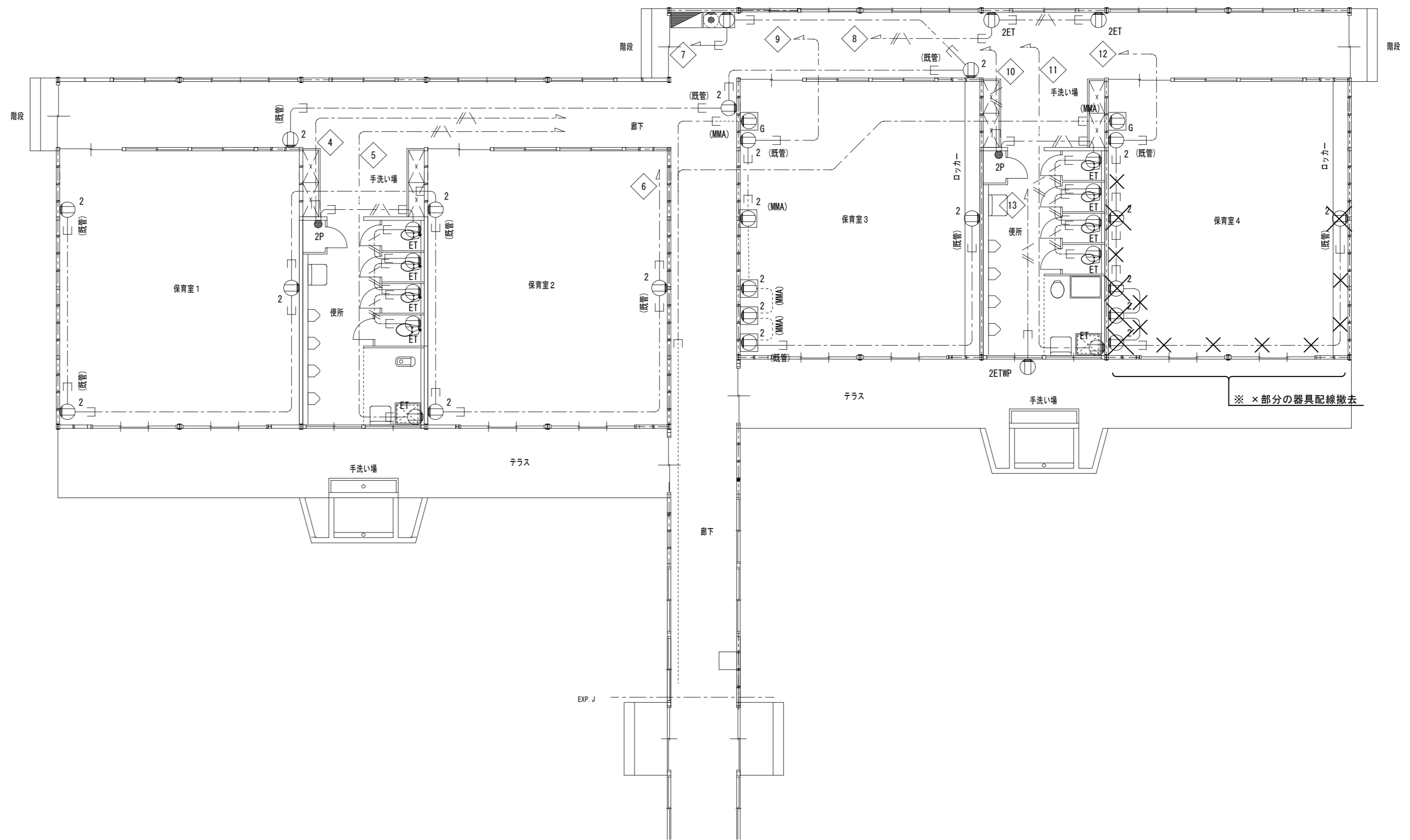
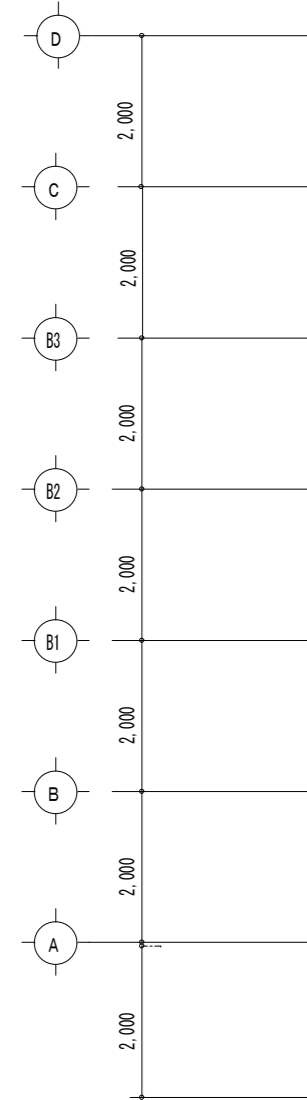
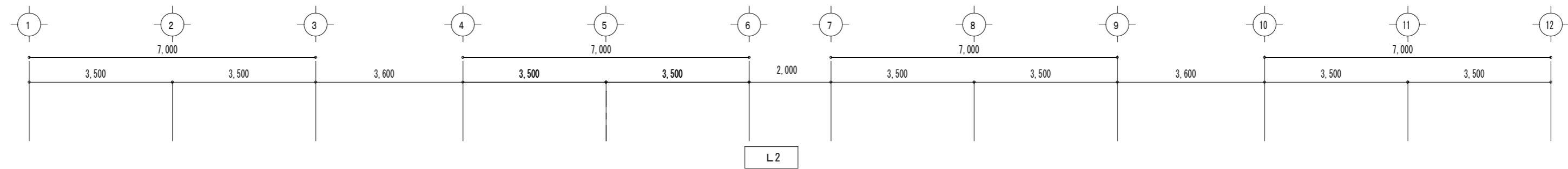
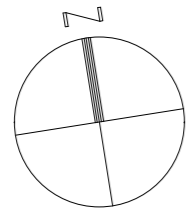
盤は屋内露出型
函体 鋼板製
扉板 "
塗装 メーカー標準色

盤は、BN 6 1 4 5 R (パナソニック同等品)

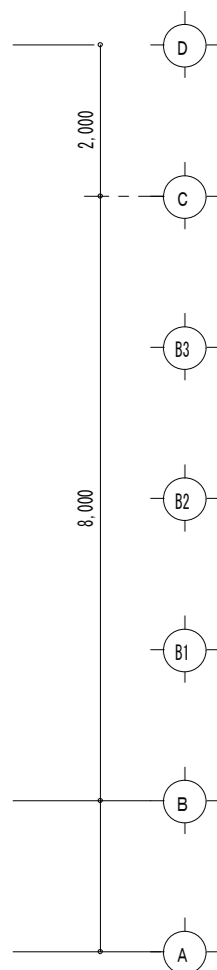
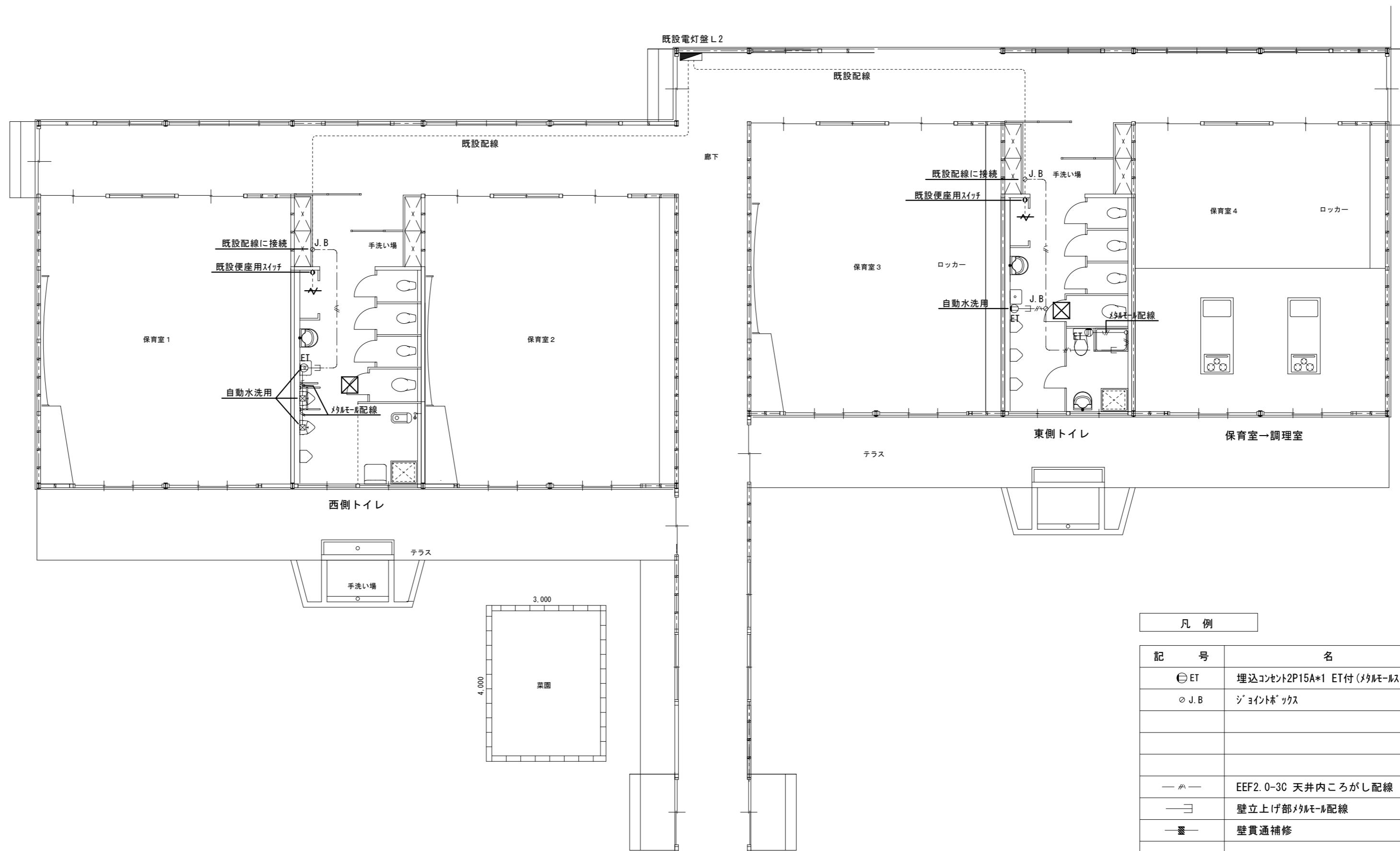
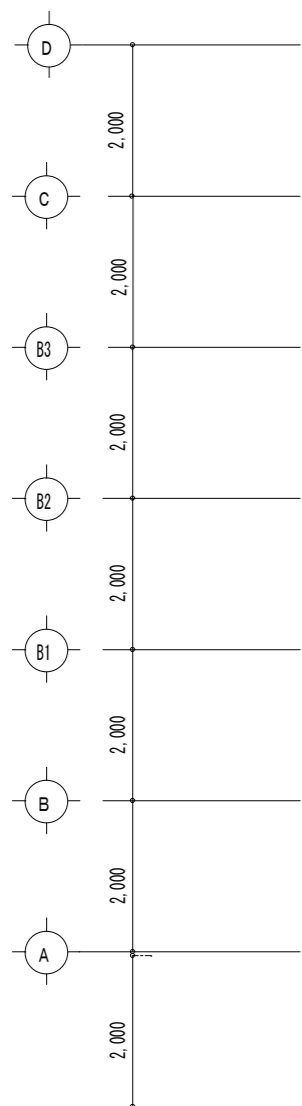
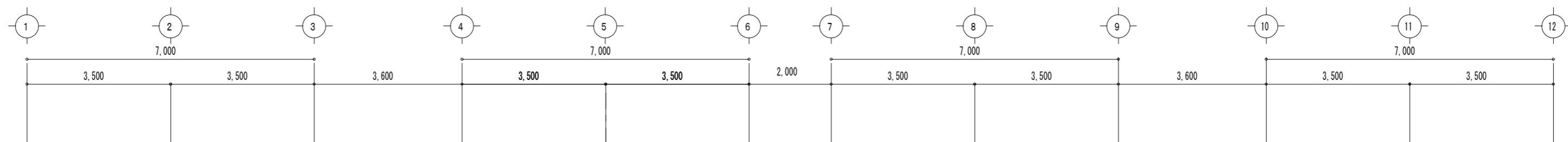
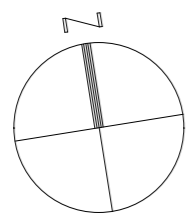
新設電灯盤 L3 結線図

回路番号	名称	負荷
①	電子レンジ等コンセント	1,200VA
②	電気フライヤー等コンセント	1,000VA
③	電子レンジ等コンセント	1,200VA
④	電気フライヤー等コンセント	1,000VA
⑤	壁調理機器コンセント	1,000VA
⑥	壁調理機器コンセント	1,000VA
⑦	調理台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
⑧	調理台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
⑨	調理台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
⑩	調理台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
⑪	作業台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
⑫	作業台(ネットレド等)コンセント	1,000VA
31c	31c	
32c	32c	

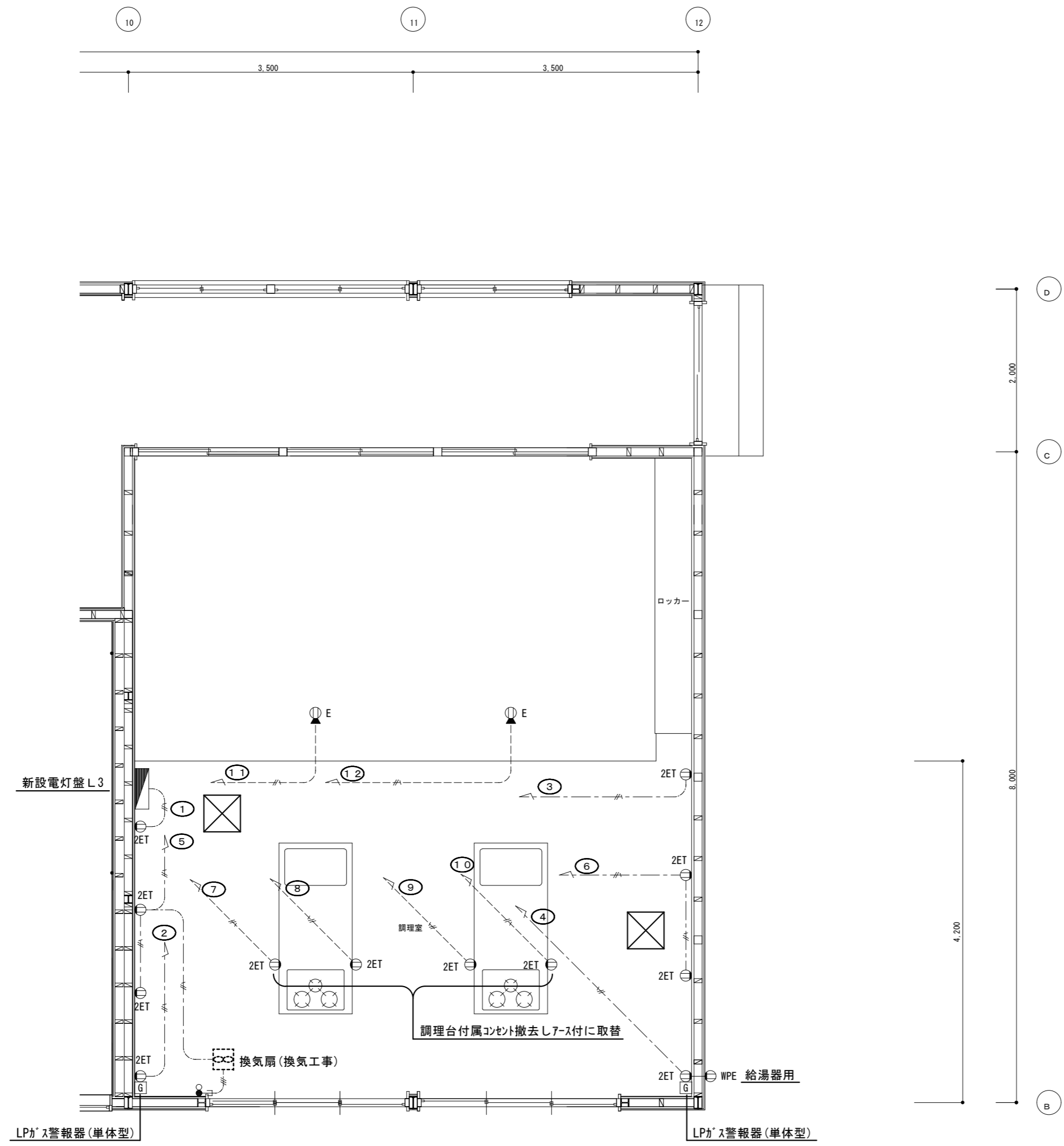




. . .	工事名 旧黒崎幼稚園改修工事のうち建築工事	SCALE S=1:100	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. E / 04	
	図面名 改修前既設コンセント設備図	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521			



凡例		
記号	名称	適用
⊖ET	埋込コンセント2P15A*1 ET付(マルモールスイッチ* ユニタス共)	
⊙J.B	ジョイントボックス	
— <u>—</u>	EEF2.0-3C 天井内ころがし配線	
— <u>≡</u>	壁立上げ部マルモール配線	
— <u>≡</u>	壁貫通補修	



凡例		
記号	名称	適用
⊖ 2ET	埋込コンセント 2P15A*2 ET付	
⊕ E	フロアコンセント (UP式) 2P15A*1 E付	
⊖ WPE	防水コンセント 2P15A ET付	
⊕	埋込スイッチ 1P15A*1 PL付 (ダブルスイッチ付共)	
G	LPガス警報器 (単体型)	
---	EEF2.0-3C 天井内こがし配線	
---	EEF2.0-3C (PF22) 床隠ぺい配管配線	
---	壁立上げ部ダブル配線	

※ コンセントの詳細な取付位置は、施工時に現場にて管理者等と打合せとする。

改修後 調理室平面詳細図 1:50